

令和5年度

政府が講じた死因究明等
に関する施策

厚生労働省

この文書は、死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）第 9 条の規定に基づき、令和 5 年度に政府が講じた死因究明等に関する施策について報告を行うものである。

令和5年度

政府が講じた死因究明等
に関する施策

厚生労働省

死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「基本法」という。）は、死因究明等（死因究明及び身元確認をいう。以下同じ。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的として、令和元年6月に制定された。

基本法により、政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならないとされ、関係閣僚等を構成員とする死因究明等推進本部（以下「本部」という。）の下で開催された多方面の有識者を構成員とする死因究明等推進計画検討会における議論を踏まえ、令和3年6月、死因究明等推進計画が閣議決定された。

死因究明等推進計画は、死因究明等の到達すべき四つの水準（①死因究明等が、政府及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること、②必要と判断された死因究明等が、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること、③全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること、④死因究明の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用され、災害・事故・犯罪・虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること）を目指して死因究明等を推進するものとし、基本法に掲げられた九つの基本的施策（①死因究明等に係る人材の育成等、②死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備、③死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備、④警察等における死因究明等の実施体制の充実、⑤死体の検案及び解剖等の実施体制の充実、⑥死因究明のための死体の科学調査の活用、⑦身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備、⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進、⑨情報の適切な管理）ごとに、関係省庁が講ずべき施策を整理して示している。

各施策の対象期間は、特に達成時期について具体的な記載がある場合を除き、死因究明等推進計画策定後3年程度を目安としており、関係省庁と緊密に連携しつつ、死因究明等推進計画に盛り込まれた各施策の推進状況を定期的に確認するなどして、死因究明等に関する施策の適切な推進を図っている。

なお、死因究明等推進計画は、3年に1回を目途に、検討を加え、必要に応じて見直すこととされている。このため、厚生労働省においては、本部の下に死因究明等推進計画検証等推進会議を設置し、死因究明等推進計画の令和6年度における見直しに向けた検討を行った。

以下では、死因究明等推進計画に基づき、関係省庁において、令和5年度中に講じた死因究明等に関する施策について、上記の九つの基本的施策ごとに記述する。

目次

第1章 死因究明等に係る人材の育成等

第1節	医師、歯科医師等の育成及び資質の向上	2
1	大学を通じた死因究明等に係る教育拠点整備のための取組の継続	2
2	大学に対する死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実の要請	3
3	死体検案研修会の充実	4
4	異状死死因究明支援事業等の検証等	5
5	都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	5
6	検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元	6
7	死亡時画像診断に関する研修会の充実	6
8	小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等	7
9	死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力	8
10	死因究明等に係る研修会の実施・協力についての大学への要請	8
11	都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	9
12	大学への死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例の紹介	10
13	大学への死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知	10
第2節	警察等の職員の育成及び資質の向上	11
1	検視官、検視官補助者等に対する教養の充実	11
2	全国会議等を通じた各都道府県警察の好事例等に関する情報共有	11
3	死体取扱業務に必要な知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充	12
4	海上保安官の鑑識業務等に関する研修の充実	12
5	都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	13
6	都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	13
	トピックス1 第五管区海上保安本部等の身元確認合同研修会への参加	14

第2章 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

1	大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続	16
	トピックス2 横浜市立大学における取組	17

第3章 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

1	地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要求	20
2	地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定等	21

3	施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施	22
4	地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力	22
5	地方公共団体に対する地方協議会の設置等の要求	23
6	地方の関係機関・団体に対する地方協議会の活用に向けた協力等についての指示・要求	24
7	警察等の検視・調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力	25
8	歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力	25
	トピックス 3 大阪府における地方協議会での議論と計画に基づく取組状況	27

第4章 警察等における死因究明等の実施体制の充実

1	一層効果的かつ効率的な検視官の運用についての検討等	32
2	司法解剖及び調査法解剖の委託経費に関する必要な見直し	32
3	必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等	33
4	死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、 法医学教室等との連携強化等	34
5	死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係の強化・構築	34
6	「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用	35
7	身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等	36
8	鑑識官の整備による検視等実施体制の充実	37
9	死体取扱業務に必要な知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充	38
10	海上保安庁における死体取扱業務に必要な資器材等の整備	38
11	死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、 法医学教室等との協力関係の強化・構築	39
12	身元不明死体に係る必要な遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と 都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築	39
	トピックス 4 検視官の運用状況	40

第5章 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第1節	検案の実施体制の充実	42
1	警察等の検視・調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力	42
2	死体検案研修会の充実	42
3	異状死死因究明支援事業等の検証等	42

4	死亡時画像診断に関する研修会の充実	42
5	地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力	42
6	小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等	42
7	検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元	43
8	異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援	43
9	検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究の実施等	44
10	死亡診断書(死体検案書)の様式等の必要な見直し及び電子的交付の検討	45
11	死体検案に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談できる体制の運用	46
12	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	47
第2節	解剖等の実施体制の充実	48
1	地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力	48
2	死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援	48
3	異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援	49
4	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	49
	トピックス5 令和6年能登半島地震における日本法医学会の検案医派遣活動	50
	トピックス6 我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制	51
	トピックス7 筑波剖検センターの取組	54

第6章 死因究明のための死体の科学調査の活用

第1節	薬物及び毒物に係る検査の活用	56
1	地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力	56
2	死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援	56
3	異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援	56
4	死因究明に係る薬毒物検査における標準品の整備の必要性等に関する検討	56
5	必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等	57
6	警察における必要な定性検査の確実な実施	57
7	死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等	58
8	海上保安庁における必要な予試験の確実な実施	58
9	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	59

第2節	死亡時画像診断の活用	60
1	地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力	60
2	死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援	60
3	異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援	60
4	死亡時画像診断に関する研修会の充実	60
5	小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等	60
6	死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等	60
7	死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係の強化・構築	61
8	死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請	61
	トピックス 8 新潟県における死亡時画像診断の取組	62

第7章 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

1	歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力	64
2	「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用	64
3	身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等	64
4	大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合のための準備	64
5	歯科診療情報を身元確認へ活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等	64
6	身元不明死体に係る必要な遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築	65
	トピックス 9 京都府立医科大学法医学教室における歯牙鑑定に係る取組	66

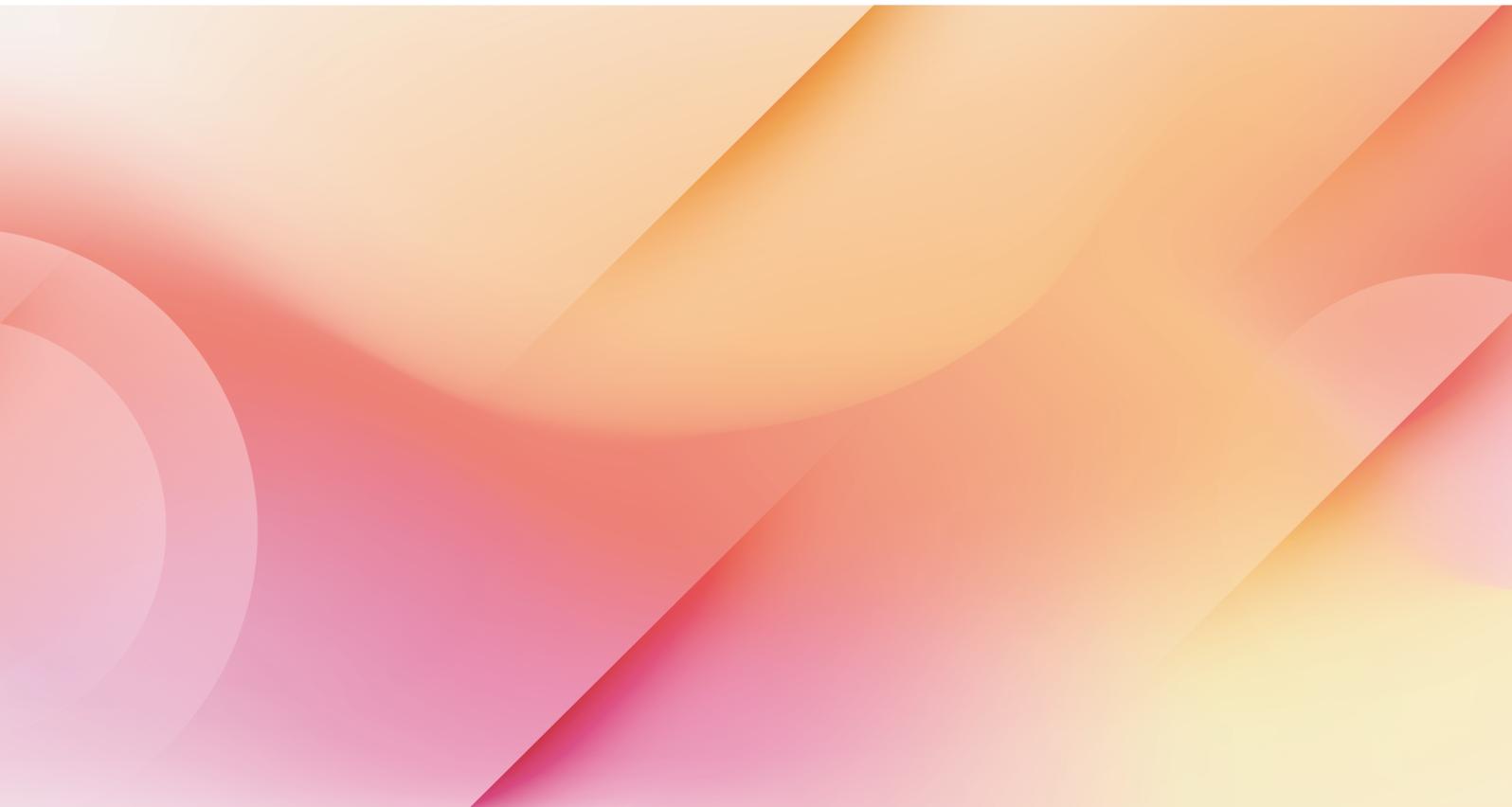
第8章 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

第1節	死因究明により得られた情報の活用	68
1	死因・身元調査法に基づく通報の実施	68
2	解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等	68
3	異状死死因究明支援事業等の検証等	69
4	都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等	69
5	死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力	69
6	検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元	69

7	死亡診断書（死体検案書）の様式等の必要な見直し及び電子的交付の検討	69
8	CDRに関する情報の収集、管理、活用等の在り方についての検討	69
9	虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有	71
第2節	死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進	72
1	犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明	72
2	犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明	72
3	解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に対する遺族等への説明の依頼	73
4	死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきことについての周知	73

第9章 情報の適切な管理

1	死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性の周知徹底	76
---	---------------------------------------	----



第1章

死因究明等に係る人材の 育成等

第1節	医師、歯科医師等の育成及び資質の向上	2
第2節	警察等の職員の育成及び資質の向上	11

第1節

医師、歯科医師等の育成及び資質の向上

1 大学を通じた死因究明等に係る教育拠点整備のための取組の継続

【施策番号1^{注1)}】

文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援している。

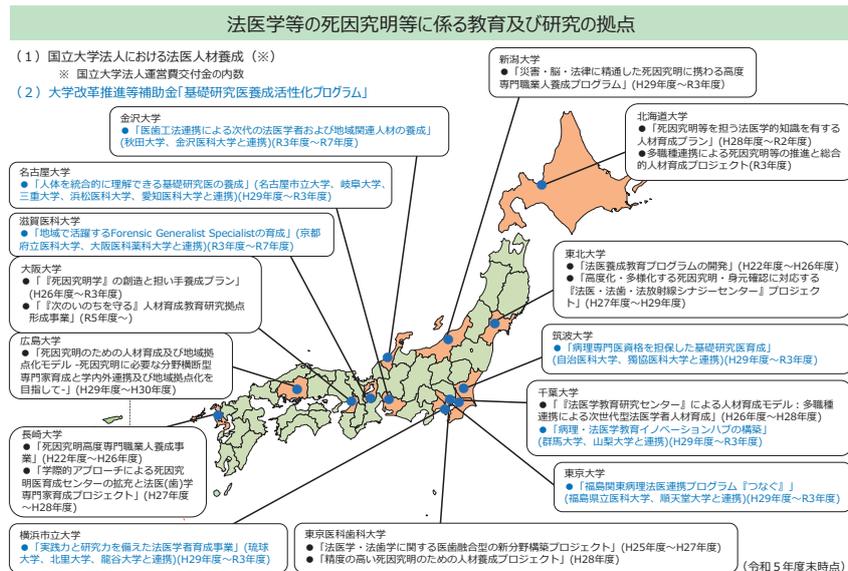
また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学、その所在する地方公共団体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。

その結果、平成29年度開始事業については、令和3年度末までに、支援する5大学が設ける12の教育プログラムにおいて、94名の大学院生等を受け入れ、令和3年度開始事業については、令和5年度末までに、支援する2大学が設ける6の教育プログラムにおいて、155名の大学院生等を受け入れている。

このほか、令和5年度も前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等の死因究明等に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。

資1-1-1

法医学等の死因究明等に係る教育及び研究の拠点の整備



出典：文部科学省資料による

注1) 死因究明等推進計画(厚生労働省ホームページ参照)との対応状況を明らかにするために付したものの。

2 大学に対する死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実の要請

【施策番号2】

文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、法歯学、薬毒物分析等に関連する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。

令和5年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

資1-1-2 医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム（抜粋）

医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム【令和4年度改訂】(抜粋)

医学	<p>第2章 学修目標</p> <p>SO-03: 法医学</p> <p>死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。</p> <p>SO-03-01: 死と法</p> <p>SO-03-01-01 植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定について理解している。</p> <p>SO-03-01-02 異状死・異状死体の取扱いと死体検案について理解している。</p> <p>SO-03-01-03 死亡診断書と死体検案書を作成できる。</p> <p>SO-03-01-04 個人識別の方法を理解している。</p> <p>SO-03-01-05 病理解剖、法理解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)について理解している。</p>
歯学	<p>C-4-4 法歯学</p> <p>歯科的立場において社会での治安維持に貢献するために、法歯学に基づく方法を理解する。</p> <p>学修目標:</p> <p>C-4-4-1 事件、事故及び災害時の犠牲者に対する法歯学的検査の手順、方法及びこれに関連する法規を理解している。</p> <p>C-4-4-2 歯科領域に関連する損傷の検査及び鑑定について理解している。</p> <p>C-4-4-3 法理解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)を理解している。</p>
薬学	<p><学修目標></p> <p>3)死因究明に関する社会的な影響、国際的な動向の解析、関連する規制・制度、及び関連法規の理解のもとに、実効性のある薬学的アプローチを立案する。</p> <p><学修事項></p> <p>(7) 死因究明における毒性学・法中毒学的アプローチ</p>

出典：文部科学省資料による

3 死体検案研修会の充実

【施策番号3】

厚生労働省においては、平成26年度以降、検案する医師の検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）に委託して、検案に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会（基礎）及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会（上級）を実施している。

令和5年度も、前年度に引き続き、いずれの研修会も、講義部分については、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和3年度から死体検案研修会（上級）の受講者の募集人員を300人に増加させ（前年度比150人増）、令和4年度からは、死体検案研修会（基礎）の受講者の募集人員を1,000人に増加させた（前年度比300人増）。

令和5年度における死体検案研修会（基礎）の修了者数は484人、死体検案研修会（上級）の修了者数は73人であった。

資 1-1-3 死体検案講習会事業の概要

死体検案講習会事業



出典：厚生労働省資料による

4 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号4】

厚生労働省においては、死因究明体制の充実、疾病予防等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業（P43【施策番号48】参照）を活用するなどして実施された死亡時画像診断の事例の分析結果について検証を行う事業を実施している。

また、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための具体的手続等について検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用している。

5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号5】

警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官^{注2)}等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。

令和5年度は、35都道府県警察において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。

また、日本医師会が開催する死体検案研修会（基礎）がe-ラーニング形式で行われたところ、神奈川県警察の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を行った。

海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。

令和5年度は、6管区海上保安本部において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等に参加した。

注2) 原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家。



写真提供：警察庁

6 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号6】

警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師の育成及び資質の向上に資することを目的として、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第6条の規定に基づく解剖（以下「調査法解剖」という。）や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師や死亡時画像を読影する医師に結果を還元するよう努めている。

7 死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号7】

厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。

令和5年度も、前年度に引き続き、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、令和4年度から受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各1,000人に増加させた（前年度比各700人増）。

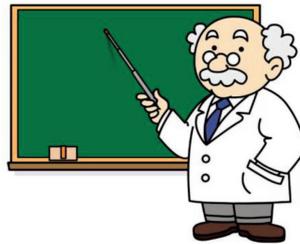
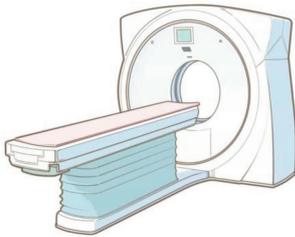
令和5年度における本研修会の修了者数は、医師が710人、診療放射線技師が536人であった。

資1-1-7 死亡時画像読影技術等向上研修事業の概要

死亡時画像読影技術等向上研修事業

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。



修了者実績

平成30年度	医師132名	診療放射線技師56名
令和元年度	医師118名	診療放射線技師71名
令和2年度	医師148名	診療放射線技師139名
令和3年度	医師263名	診療放射線技師263名
令和4年度	医師756名	診療放射線技師598名
令和5年度	医師710名	診療放射線技師536名

- 令和2年度以降
新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入
- 令和3年度～令和4年度
毎年度、受講者の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

出典：厚生労働省資料による

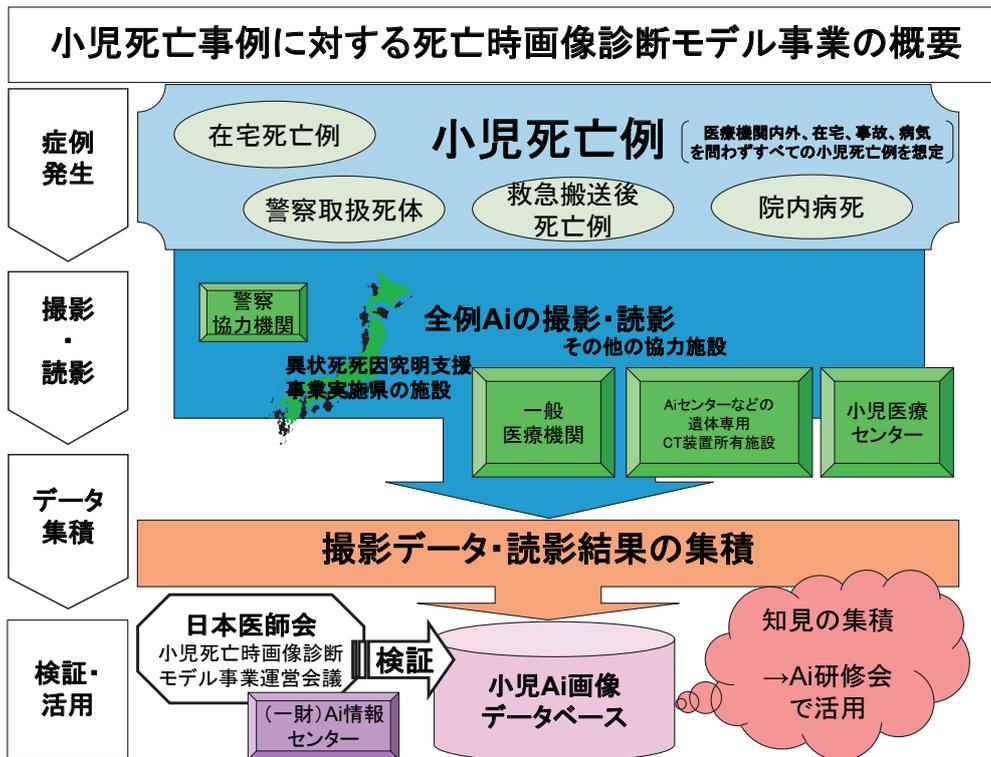
8 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等

【施策番号8】

厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。

令和5年4月1日時点で、小児死亡例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は46施設あり、令和5年度は、これらの施設から、7件の小児死亡例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。

また、分析結果を踏まえて、日本医師会に委託して実施している死亡時画像診断研修会の研修資料を作成したほか、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するeラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。



出典：日本医師会資料による

9 死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力

【施策番号9】

警察においては、死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を行っている。

10 死因究明等に係る研修会の実施・協力についての大学への要請

【施策番号10】

文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施・協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和5年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施・協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

11 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号11】

警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体の取扱いの状況の説明等を行っている。

令和5年度は、42都道府県警察において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。

海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。

令和5年度は、9管区海上保安本部において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。

写真 1-1-11 神奈川県歯科医師会及び神奈川県警察による神奈川県警察協力歯科医研修会の様子



写真提供：警察庁

12 大学への死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例の紹介

【施策番号 12】

文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を大学に紹介している。

令和5年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。

13 大学への死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知

【施策番号 13】

文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和5年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

第2節

警察等の職員の育成及び資質の向上

1 検視官、検視官補助者等に対する教養の充実

【施策番号 14】

警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、法歯学者等による講義等を実施している。

また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会（以下「日本法医学会」という。）と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。

このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。

写真 1-2-1 兵庫県警察における死体取扱業務に従事する警察官に対する研修の様子



写真提供：警察庁

2 全国会議等を通じた各都道府県警察の好事例等に関する情報共有

【施策番号 15】

警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例や効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。

3 死体取扱業務に必要な知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号 16】

海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識・技能を習得させる研修（以下「法医学研修」という。）を実施している。

令和5年度は、16大学の法医学教室に16名の海上保安官を派遣した。

写真 1-2-3 鹿児島大学における法医学研修の様子



写真提供：海上保安庁

4 海上保安官の鑑識業務等に関する研修の充実

【施策番号 17】

海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識・技能を修得させるとともに、これらの業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修（以下「鑑識上級研修」という。）を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。

また、鑑識上級研修を修了し、検定に合格した者であっても、修了後、相当期間が経過した者については、その知識・技能の維持・向上を図るための研修（以下「上級鑑識技能維持研修」という。）を受講させることとしている。

このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部等に法医学者等を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講させたりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識・技能の維持・向上を図っている。

写真 1-2-4 海上保安庁における上級鑑識技能維持研修の様子



写真提供：海上保安庁

5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 18】(再掲)

P 5 【施策番号 5】 参照

6 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 19】(再掲)

P 9 【施策番号 11】 参照

TOPICS

1 第五管区海上保安本部等の身元確認合同研修会への参加

第五管区海上保安本部並びに神戸海上保安部、姫路海上保安部及び加古川海上保安署（以下「第五管区海上保安本部等」という。）は、令和5年12月、兵庫県歯科医師会等が開催した「令和5年度身元確認合同研修会」に鑑識官等12名を参加させた。

同研修会では、大規模災害で多数の身元不明死体が発見されたとの想定の下、日頃習得した個人識別に係る知見等を活用して死体の歯科所見から身元を特定する技術や手順等の確認のため、以下の講義及び実習が行われた。

○兵庫県警察歯科医会による

- ・兵庫県下で想定される災害と警察歯科活動・デンタルチャート記載方法・照合についての講義
- ・デンタルチャート記載方法・照合についての実習

○兵庫県警察及び兵庫県保健医療部医務課による

- ・検視及び検案の進め方
- ・デンタルチャート記載実習
- ・生前カルテからのデンタルチャート作成・照合

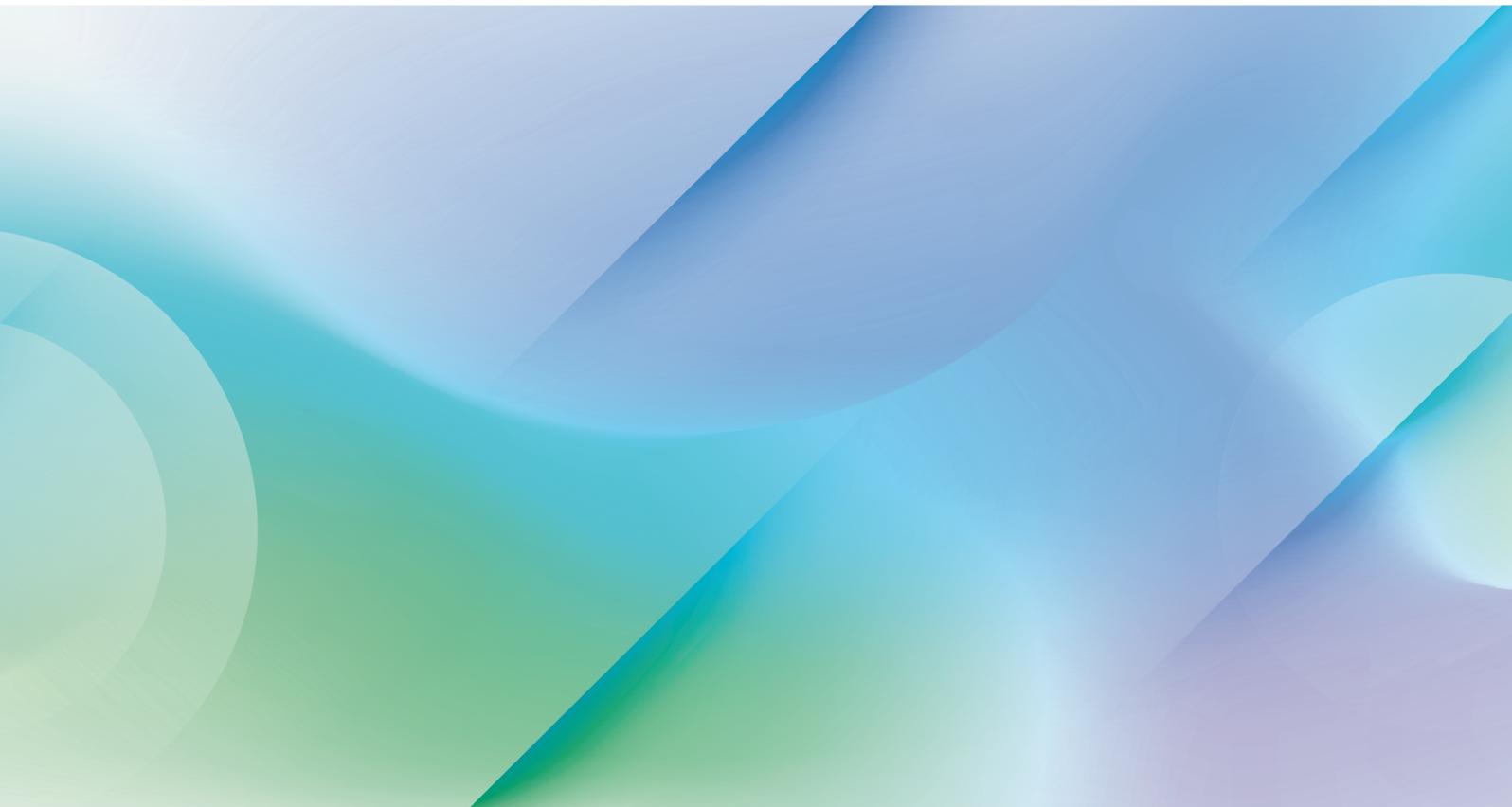
歯科医師から説明を受けながらの実習であり、歯科所見の照合が身元確認に有効であることを再認識したほか、歯の特徴及び歯科専門用語への理解が深まるなど、今後の身元確認業務に資する知識及び技術を得ることの重要性に加え、関係機関が連携して取り組むことの重要性を確認した。

この他、身元不明死体の歯科所見との照合に必要なデンタルチャートの入手に時間を要するなど、実際の現場における身元確認業務の困難性等についての意見交換を行った。

第五管区海上保安本部等が参加した身元確認合同研修会における実習の様子



写真提供：海上保安庁



第2章

死因究明等に関する教育及び 研究の拠点の整備

1 大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続

【施策番号20】

文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援するとともに、令和3年度から、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学、その所在する地方公共団体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。

このほか、令和5年度も前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等の死因究明等に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。こうした取組の結果、令和5年度末時点で、22大学において死因究明等に係る教育及び研究の拠点として、死因究明センターやAiセンター等の死因究明等に関連するセンターが設置されている。

資2-1 法医学等の死因究明等に関連するセンターの設置状況

令和5年度末時点

No	大学名	センターの名称	設置年月
1	京都大学	総合解剖センター	昭和57年10月
2	群馬大学	Aiセンター	平成20年10月
3	三重大学	Aiセンター	平成21年6月
4	大阪公立大学	一般社団法人法医学鑑定・死因究明支援センター	平成22年1月
5	東北大学	Aiセンター	平成22年4月
6	佐賀大学	Aiセンター	平成22年4月
7	長崎大学	死因究明医育成センター	平成22年4月
8	大分大学	基礎医学画像センター	平成22年8月
9	福井大学	先進イメージング教育研究センター	平成23年5月
10	島根大学	Aiセンター	平成23年6月
11	千葉大学	法医学教育研究センター	平成26年4月
12	金沢医科大学	アナトミーセンター	平成26年4月
13	愛媛大学	Aiセンター	平成26年8月
14	福島県立医科大学	死因究明センター	平成27年4月
15	北海道大学	死因究明教育研究センター	平成28年4月
16	広島大学	死因究明教育研究センター	平成29年4月
17	新潟大学	死因究明教育センター	平成29年7月
18	信州大学	Aiセンター	平成30年3月
19	旭川医科大学	死因究明等科学技術センター	平成30年11月
20	横浜市立大学	臨床法医学センター	令和元年10月
21	大阪大学	次のいのちを守る人材育成教育研究センター	令和5年10月
22	浜松医科大学	死因究明画像診断センター	令和6年3月

出典：文部科学省資料による

TOPICS

2 横浜市立大学における取組

横浜市立大学では、平成29年度に採択された文部科学省の基礎研究医養成活性化プログラムを通して多くの大学法医学教室、行政機関や研究施設と連携しながら「実践力と研究力を備えた法医学者育成事業」を行った。本事業は令和3年度で終了したが、本事業で協力関係を構築した他機関との連携を維持しながら、現在も継続的に法医学者の育成に取り組んでいる。

本事業で始めた「若手法医学者のための勉強会」は、若手法医学者からのリクエストを基に医療統計学、医療倫理学、法歯学、医事法制等の専門家の講義をオムニバス形式で行う企画である。現在も開催しており、講義形式だけでなく、若手法医学者が悩んだ症例を提示して議論をしたり、先輩の研究や留学に関する会も設定し、バラエティーに富む企画である。全国の大学の法医学教室に散らばる法医学者は身近に相談相手がいないことが多く、勉強会を通して構築された人間関係が、将来にわたって若手法医学者の長期的なサポートになると期待される。

また、法医学者に対する放射線診断医とのカンファレンスも本事業でスタートさせた企画である。法医学者と放射線診断医が、解剖前に行われた死後CT画像の読影結果と実際の解剖所見を比較して、読影スキルや解剖所見について議論している。本カンファレンスでは、異なる領域の専門医が各々の立場から議論するため、斬新な意見や、目から鱗のコメントもあり、双方の知識向上に寄与している。現在においても継続しており、他領域の専門家との交流は若手法医学者にとって良い刺激になっている。

本プログラムの3名の修了生は、期間中に法医実務に関する研修だけでなく、基礎研究に関するトレーニングも行った。3名とも研究成果を国際誌に掲載させ、医学博士を取得して、現在も法医学者を志して研鑽を積んでいる。本事業で連携した基礎系教室とは共同研究が継続しており、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに際しては教室間の協力体制が法医実務の円滑な実施に寄与した。本学は我が国で早期に新型コロナウイルス感染症症例の法医解剖を行ったが、その背景には微生物学教室や臨床系教室との連携が既に構築されていたことが挙げられる。

社会医学である法医学は実務や研究の対象とする領域が広く、他機関、他領域との連携体制が重要となる。本事業では、若手法医学者の育成という目標を共有することで他機関と連携することができ、その重要性も実感した。本学では本事業終了後も法医学者の育成に取り組んでおり、一人でも多くの優れた法医学者を輩出したいと考えている。

出典：文部科学省・横浜市立大学提出資料による



第3章

死因究明等を行う専門的な機関の 全国的な整備

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要求

【施策番号21】

厚生労働省においては、令和5年度中に開催された死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議^{注3)}等を通じ、都道府県に対して、死因究明等に係る取組に対して財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。

また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアル^{注4)}（以下「マニュアル」という。）においても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示している。

写真3-1 令和5年度全国医政関係主管課長会議における説明状況



写真提供：厚生労働省

注3) 令和4年度に引き続き、参集形式での会議は実施せず、厚生労働省のWebサイトへ資料及び説明動画を掲載することにより代替した。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38529.html

注4) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shiinkyuumei_chihou.html

2 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定等

【施策番号 22】

厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月にマニュアルを策定し、各都道府県に配布した。

マニュアルは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示したものである。

令和5年度も引き続き、地方協議会に積極的に参加し、都道府県においてマニュアルを参考にしながら地域の状況に応じた実効性のある施策を検討・実施するよう促した。

資3-2 死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの概要

死因究明等推進地方協議会運営マニュアル 概要

1.本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2.地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3.地方協議会を設置する際の具体的な手順

- ①事務局として担当者を決める
- ②死因究明等に関連する情報を収集する
- ③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
- ④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4.地方協議会における取組事例

- ・東京都死因究明推進協議会
- ・滋賀県死因究明等推進協議会
- ・大阪府死因調査等協議会
- ・香川県死因究明等推進協議会
- ・鹿児島県死因究明等推進協議会

5.地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
- (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
- (3) 法医学等の人材の育成・確保

6.死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7.地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

- (1) 現状分析・目標設定
- (2) 施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
- (3) 施策の実施・状況報告
- (4) 評価検証・施策の改善

8.死因究明等の体制構築事例の紹介

- (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築（茨城県筑波剖検センター）
- (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
- (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
- (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
- (5) 薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9.地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10.支援制度など国の取組の紹介

出典：厚生労働省資料による

3 施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施

【施策番号 23】

厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、関係省庁の協力を得て、大学の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を実施している。

今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。

4 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

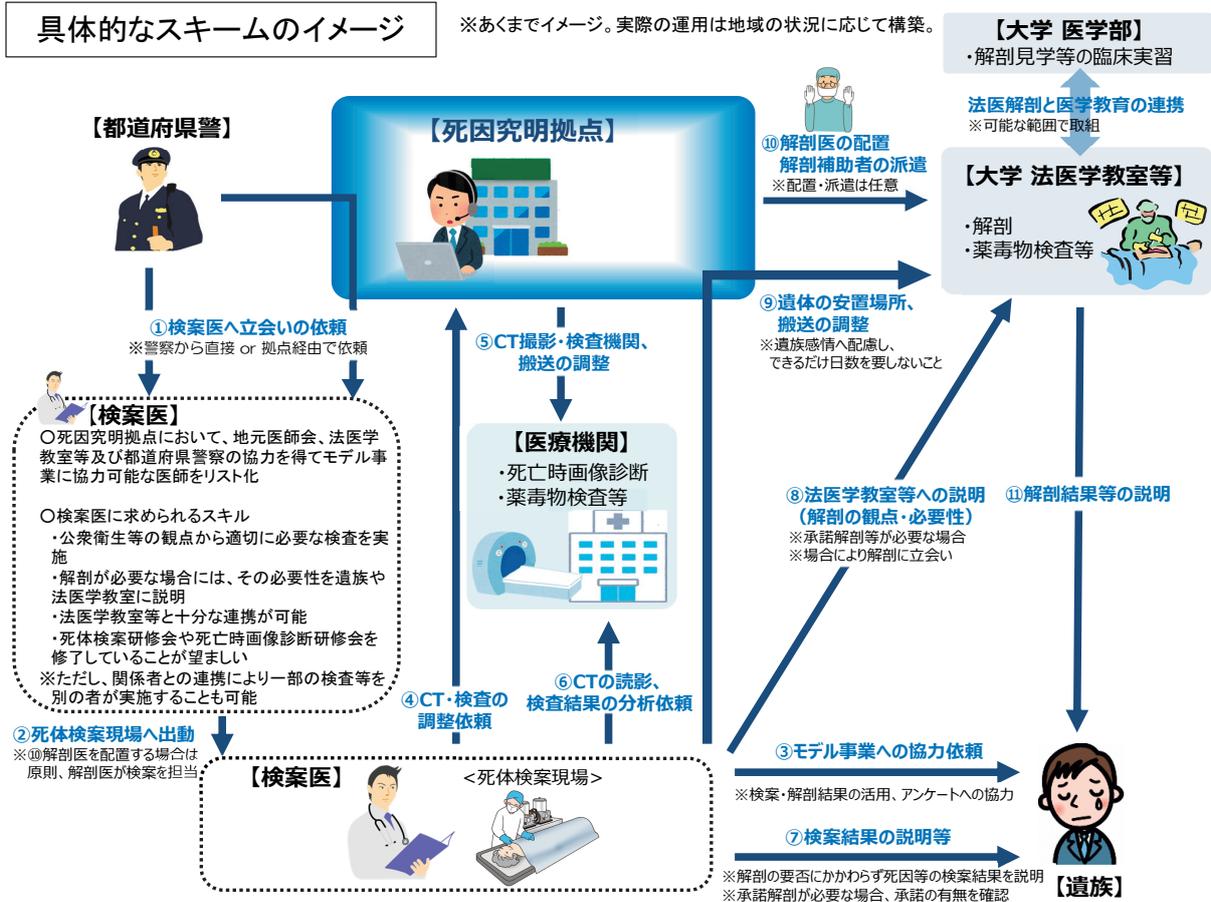
【施策番号 24】

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、一部の都道府県等を実施主体として死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）を開始している。

検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や解剖を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

令和5年度は、1都道府県・1大学で同事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資3-4 死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）のイメージ



出典：厚生労働省資料による

5 地方公共団体に対する地方協議会の設置等の要求

【施策番号 25】

厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」（令和3年6月1日付け医政発0601第6号厚生労働省医政局長通知。以下「計画策定通知」という。）により、各都道府県知事及び各市区町村長に対して、政府において死因究明等推進計画が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、第30条の地方協議会^{注5)}の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めている。

令和4年度末時点で、全ての都道府県において地方協議会が設置・開催されているが、令和5年度も引き続き各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府

注5) 地方協議会は、一般的には都道府県の衛生部局が事務局となり、警察、大学、医師会、歯科医師会、検察、海上保安庁等の関係機関が構成員となり、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するもの。

県に対して、地方協議会の活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求めている。

6 地方の関係機関・団体に対する地方協議会の活用に向けた協力等についての指示・要求

【施策番号26】

厚生労働省においては、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、日本医師会長及び日本歯科医師会長に対して、各都道府県知事及び各市区町村長に宛てて計画策定通知を発出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了知並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼している。

厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省及び海上保安庁においては、関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の活用に向けた協力等を求めている。

写真3-6 令和5年度新潟県死因究明等推進協議会の様子



写真提供：海上保安庁

7 警察等の検視・調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力

【施策番号27】

警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視・調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

厚生労働省及び警察庁においては、日本医師会が主催する都道府県医師会「警察活動協力医会」連絡協議会等の会議の開催時には、職員を派遣し、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における検視等の体制について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼している。

文部科学省においては、令和5年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

8 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号28】

厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。

警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。

文部科学省においては、令和5年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を

対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

写真3-8

山梨県歯科医師会及び山梨県警察による令和5年度山梨県警察総合防災訓練の様子



写真提供：警察庁

TOPICS

3 大阪府における地方協議会での議論と計画に基づく取組状況**1. 大阪府における死因究明等の推進****(1) 大阪府の現状とこれまでの取組**

大阪府における年間死亡数は、高齢化の進展に伴い、令和5年には104,964人（平成30年比約1.2倍）となっており、今後も緩やかに増加する見込みである。また、警察が取り扱った死体（交通関係及び東日本大震災による死者を除く。以下同じ。）の数について、大阪府警察における令和5年中の数は16,562人（平成30年比約1.3倍）であり、近年、増加傾向となっている。

このような状況の中、大阪府ではこれまで「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ（平成30年2月）」に基づき、死因調査体制の整備に取り組んできた。また、令和5年3月に策定した「大阪府死因究明等推進計画」では、これまで議論されてこなかった「身元確認」や「大規模災害時の対応」についても盛り込み、関連施策に取り組んでいる。

(2) 大阪府監察医事務所の取組

大阪府では、大阪市内を対象として昭和21年度より監察医制度を開始し、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第8条に基づき、昭和28年度に知事から委嘱を受けた「監察医」が公衆衛生の向上を目的に、検案（検査）や監察医の判断による解剖（以下「監察医解剖」という。）を実施する死因調査事務所を設置した。昭和56年度に現在の監察医事務所に名称を変更し、監察医務を行っている。また、令和元年にはCT車を導入し死亡時画像診断を開始し、解剖以外の手法も活用した死因究明に取り組んでいる。

【令和5年度実績：検案 5,702件、CT 2,093件、解剖 362件】

大阪府監察医事務所導入CT車



写真提供：大阪府

TOPICS

2. 令和5年度の「大阪府死因究明等推進計画」に基づく取組

(1)「大阪府死因究明等推進計画（令和5年度～令和7年度）」の概要

大阪府内の現状・課題及びこれまでの取組状況から、以下の四つの課題を抽出。それらを踏まえ、重点施策を推進している。

○抽出された四つの課題

- ①死因究明等に関わる人材の確保と育成
- ②大阪市内と大阪市以外の死因究明体制の均てん化
- ③死因究明等の制度に関する周知啓発等
- ④大規模災害に備えた身元確認調査体制の整備

○重点施策の概要

4つの重点施策	主な取組内容	主な目標
【重点施策1】 死因診断体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 臨床医向け研修 死因診断の重要性に対する理解促進 等 (2) 人材の確保・育成 府内医学系5大学へのヒアリングを実施 (3) 歯科医師への研修 歯牙による身元確認対応が可能な歯科医師の育成とスキルアップ (4) 検案サポート体制の検討 死亡時画像診断に係る読影技術向上研修 (5) 救急医療機関との相談体制構築 救急医と監察医による死因判定等の意見交換 等 (6) 警察医への情報提供 捜査への影響等に留意した司法解剖結果等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数 ⇒ 毎年100名以上 ・監察医事務所での実習生受け入れ数 ⇒ 年間10名以上 ・監察医の委嘱数 ⇒ 3年間で5名以上（初年度に実効性のある対応を実施） ・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり
【重点施策2】 適切な検査・解剖体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡時画像診断の導入及び活用 モデル地域における試行実施の効果検証と、他地域への展開 等 (2) 遺族感情に配慮した対応 市外の均てん化を進めるための国モデル事業を通じたノウハウ蓄積 等 (3) データの利活用 監察医事務所データベースを公衆衛生の向上と疾病予防等に活用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できる よう、地域の状況に応じた仕組みづくり ・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年1回）
【重点施策3】 施設の連携・強化	<ol style="list-style-type: none"> (1) 法医学教室等との連携推進 府内医学系5大学等と連携した検査・解剖体制の構築 等 (2) 監察医事務所の設備等の対策 国の補助金等を活用しながら施設や設備の充実 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市外の死因究明体制の課題等について再整理 ・監察医事務所の施設や設備充実
【重点施策4】 施策推進のための環境整備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 府民啓発 人生会議を通じた死因調査体制の理解促進 等 (2) 警察における検視体制の充実 署員のレベルアップの取組継続等による検視官の効率的運用 等 (3) 身元確認体制の整備 大規模災害の発生に備えた関係者間での情報共有 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化 ・大規模災害発生を想定した関係者による身元確認訓練の実施（3年以内）

※大阪府死因究明等推進計画においては、警察医とは、警察等の検視・調査への立会いや検案する医師をいう。以下同じ。

出典：大阪府資料による

(2) 令和5年度の具体的な取組

① 死因診断体制の整備①、施設の連携・強化

<臨床医向け研修の実施> ※大阪府医師会委託事業

・救急医向け及びかかりつけ医を対象とした死亡診断書に関する研修を実施

<法医学教室等との連携>

・人材確保、育成に関する今後の取組について、府内5大学にヒアリングを実施し取組方策を検討

⇒令和6年度より、監察医事務所受け入れる医師の実習支援を開始

TOPICS

② 適切な検査・解剖体制の構築①

<大阪市外のCT実施>

- ・死因・身元調査法に基づく検査が必要なもののうち、大学の法医学教室で対応が難しい地域について、監察医事務所のCTを活用した死亡時画像診断による死因判定を実施

③ 死因診断体制の整備②、適切な検査・解剖体制の構築②

<検査・解剖協力機関の確保及び検案サポート体制の確保>

- ・大阪市外において検案する警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり
- ・死後CT実施協力医療機関の確保
- ・警察医を対象とした読影技術向上研修の実施

④ 施策推進のための環境整備

<災害対応>

- ・大規模災害を想定した、関係者による身元確認訓練実施に向けた協議・検討
- ・凶上訓練の実施（大阪府警察、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、監察医事務所）
- ・令和6年度以降の訓練実施に向け関係機関と調整を実施

3. 今後の取組

(1) 「大阪府死因究明等推進計画」(令和5年3月策定)の着実な推進

- ・在宅での看取りの増加を見込んだ臨床医に対する死因診断研修及び救急医・監察医の連携により、救急医及びその他の臨床医が実際に死亡診断書を作成することの重要性について理解を促し、死亡診断書発行を促進
- ・府域の検案体制等の取組（府モデル事業）等を通じた府域全体の死因究明体制を整備（大阪市内と市外の均てん化、協力医療機関の掘り起こし、対象地域の拡大等）
- ・人生の最期、終末期の看取りについて府民が考える機会の提供及び実現（人生会議（ACP）の普及）や死因究明体制の理解促進等の府民啓発
- ・大学ヒアリングを踏まえた支援策の検討・実施（人材確保や施設設備の導入促進等）



出典：大阪府資料による

(2) 国の動き（次期死因究明等推進計画）や地方協議会での意見を踏まえ「大阪府死因究明等推進計画」の改定に向けた検討



第4章

警察等における死因究明等の 実施体制の充実

1 一層効果的かつ効率的な検視官の運用についての検討等

【施策番号 29】

警察庁においては、今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が、現場に臨場していない場合であっても、警察署捜査員から送信された映像等によって死体や現場の状況をリアルタイムに確認し、現場臨場の要否や優先順位を判断すること等ができる映像伝送装置の整備・活用を推進している。

資 4-1

警察の死体取扱業務における映像伝送装置の活用



出典：警察庁資料による

2 司法解剖及び調査法解剖の委託経費に関する必要な見直し

【施策番号 30】

警察庁においては、毎年、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第168条等の規定に基づく解剖（以下「司法解剖」という。）や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。

こうした見直しを踏まえ、令和6年度当初予算では、司法解剖に要する経費（2,389百万円）及び調査法解剖に要する経費（300百万円）を盛り込んだ。

資4-2 警察庁予算における司法解剖及び調査法解剖に要する経費の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
司法解剖	2,200	2,259	2,221	2,297	2,389
調査法解剖	257	275	270	289	300

出典：警察庁資料による

3 必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等 【施策番号31】

警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。

各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況等を踏まえ、令和5年度補正予算（第1号）では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費（205百万円）を、令和6年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費（3百万円）を盛り込んだ。

資4-3 薬毒物鑑定に係る分析機器



◆ 血液や尿中等に含まれる薬毒物、飲食物等の中に含まれる毒物の鑑定に用いる。



◆ 揮発性の低い物質を高感度に検出・特定が可能であり、薬毒物鑑定に活用される。

出典：警察庁資料による

4 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等

【施策番号32】

死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。

令和5年中に警察が取り扱った死体19万8,664体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは18万6,243体（93.7%）であった。

資4-4 警察における薬毒物検査の実施体数・実施率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死体取扱数	167,808	169,496	173,220	196,103	198,664
うち薬毒物検査実施体数（※）	151,787	157,985	162,959	184,429	186,243
実施率	90.5%	93.2%	94.1%	94.0%	93.7%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

5 死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係の強化・構築

【施策番号33】

警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の強化・構築に努めている。

なお、令和5年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,457機関、海上保安部署において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は264機関となっている。

また、令和5年中に警察が取り扱った死体19万8,664体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは1万8,983体（9.6%）、令和5年中に海上保安庁が取り扱った死体331体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは69体（20.8%）であった。

資4-5-1 警察における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死体取扱数	167,808	169,496	173,220	196,103	198,664
うち死亡時画像診断実施体数(※)	13,981	14,551	16,534	18,249	18,983
実施率	8.3%	8.6%	9.5%	9.3%	9.6%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限り。

出典：警察庁資料による

資4-5-2 海上保安庁における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死体取扱数	331	312	276	355	331
うち死亡時画像診断実施体数(※)	86	89	74	77	69
実施率	26.0%	28.5%	26.8%	21.7%	20.8%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限り。

出典：海上保安庁資料による

6 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

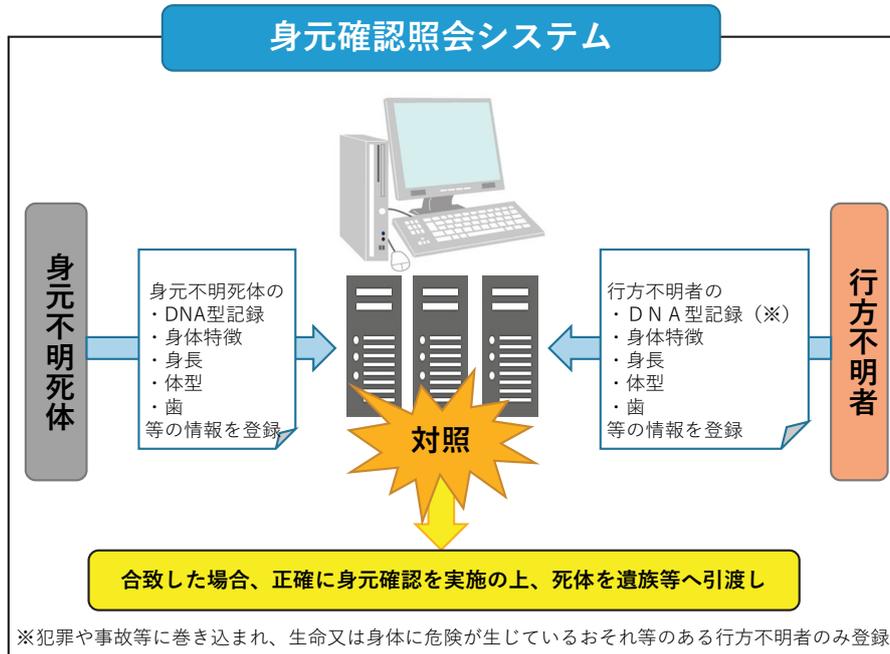
【施策番号34】

警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。

身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和5年中の身元不明死体の身元確認件数は145件であった。

なお、令和5年12月31日時点で、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は7,828件、特異行方不明者等のDNA型記録は8,177件であり、令和5年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は72件であった。

資 4-6-1 身元確認照会システムの概要



出典：警察庁資料による

資 4-6-2 警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身元確認件数	175	205	191	155	145

出典：警察庁資料による

資 4-6-3 警察における身元不明死体票作成数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身元不明死体票作成数	651	661	518	510	543

出典：警察庁資料による

7 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号 35】

警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。

令和6年度当初予算では、DNA型鑑定資器材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費（3,403百万円）を盛り込んだ。

写真4-7 DNA型鑑定の実施の様子



写真提供：警察庁

8 鑑識官の整備による検視等実施体制の充実

【施策番号 36】

海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。

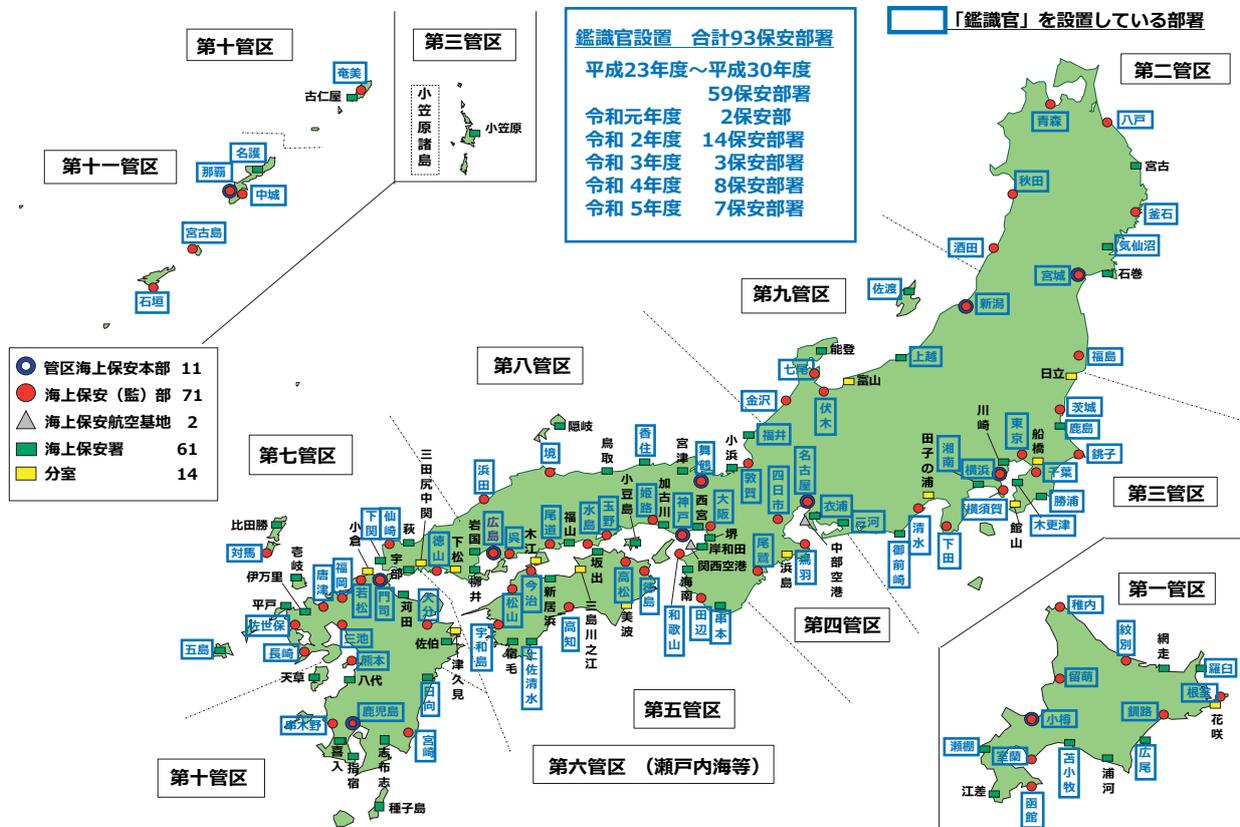
なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格した者であり、かつ、法医学研修を修了した者の配置に努めている。

令和5年度は、海上保安部署7部署に鑑識官を増員しており、令和5年4月1日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、93部署に鑑識官を配置している。

写真4-8-1 鑑識官の活動の様子



写真提供：海上保安庁



出典：海上保安庁資料による

9 死体取扱業務に必要な知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号 37】(再掲)

P12【施策番号 16】参照

10 海上保安庁における死体取扱業務に必要な資器材等の整備

【施策番号 38】

海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図っている。

令和5年度は、新たに海上保安部署2部署に検視室又は遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和6年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、87部署に検視室が、85部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。

写真4-10 海上保安部の検視室



写真提供：海上保安庁

11 死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築**【施策番号 39】**

海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検案する医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。

12 身元不明死体に係る必要な遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築**【施策番号 40】**

海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、遺伝子構造の検査を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。

なお、令和5年中に海上保安庁が取り扱った死体331体のうち、遺伝子構造の検査が行われたものは19体（5.7%）、歯牙の調査が行われたものは38体（11.5%）であった。

4 検視官の運用状況

警察では、的確な死体取扱業務を実施するため、死体取扱業務の専門家である検視官を運用している。

検視官は、一定の捜査経験を有し、かつ、死体及び現場の観察力や厳しい勤務環境に耐えうる体力及び精神力を有するなど認められる者が任用されている。

検視官は、死体取扱現場に積極的に臨場し、死体の状況や現場に残された資料の確認、関係者からの聴取等の調査・捜査が確実に実施されるよう、警察署の警察官に対する必要な指導・助言を行うなどしており、犯罪死の見逃し防止に大きな役割を果たしている。

また、警察では、大規模災害発生時には、検視官等によって構成される広域緊急援助隊（刑事部隊）を被災地に派遣している。令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震においては、関係都道府県警察の協力の下、広域緊急援助隊（刑事部隊）延べ約640人が被災地に派遣され、死体の調査、遺族への対応等に当たった。

中塚検視官 [石川県警察本部捜査第一課検視官]

死体の取扱いにおいて、全く同じ現場は存在しません。

取扱現場によって、死体の発見状況はもちろん、通報を受ける時間帯も早朝から深夜までと様々であるほか、腐敗の進んだ死体や損傷の激しい死体を取り扱う場合もあります。

このような中で、検視官は、自らも現場臨場の上で死体及び現場の観察を徹底して行い、各関係者からの聴取内容等を吟味して犯罪性を判断しています。

こうした業務は、決して検視官だけでは行えず、現場に先着した所轄署の地域警察官や捜査員と、本部から派遣等される検視官がワンチームとなり、連携を密にして、必要な裏付け捜査を徹底して行っています。

また、令和6年能登半島地震では、広域緊急援助隊（刑事部隊）の派遣を受けて、県外の検視官等とともに、凍えるような寒さの中、大きな余震が続くという過酷な環境において連携を密にして死体の調査等に当たりました。震災への対応を通じては、日本警察が一体となって、被災地のために全力を尽くすという気概を感じました。

検視官の業務は、精神的にも肉体的にも負担が大きいといえますが、検視官に任命されたということを感じて、今後も業務に邁進^{まい}していきます。





第5章

死体の検案及び 解剖等の実施体制の充実

第1節	検案の実施体制の充実	42
第2節	解剖等の実施体制の充実	48

第1節

検案の実施体制の充実

- 1 警察等の検視・調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力
【施策番号41】(再掲)
P25【施策番号27】参照
- 2 死体検案研修会の充実
【施策番号42】(再掲)
P4【施策番号3】参照
- 3 異状死死因究明支援事業等の検証等
【施策番号43】(再掲)
P5【施策番号4】参照
- 4 死亡時画像診断に関する研修会の充実
【施策番号44】(再掲)
P6【施策番号7】参照
- 5 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力
【施策番号45】(再掲)
P22【施策番号24】参照
- 6 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等
【施策番号46】(再掲)
P7【施策番号8】参照

7 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号47】(再掲)

P6【施策番号6】参照

8 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号48】

厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。

令和5年度は、39都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

資5-1-8 異状死死因究明支援事業の概要

異状死死因究明支援事業

目的

- 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

事業内容

- 補助先: 都道府県その他厚生労働大臣が認める者
 - 補助率: 1/2
 - ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
 - ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
 - ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
 - ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援
- ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき実施するものを除く。

【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県数	30	24	27	31	39

※令和5年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

9 検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究の実施等

【施策番号 49】

厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討が行われてきた。

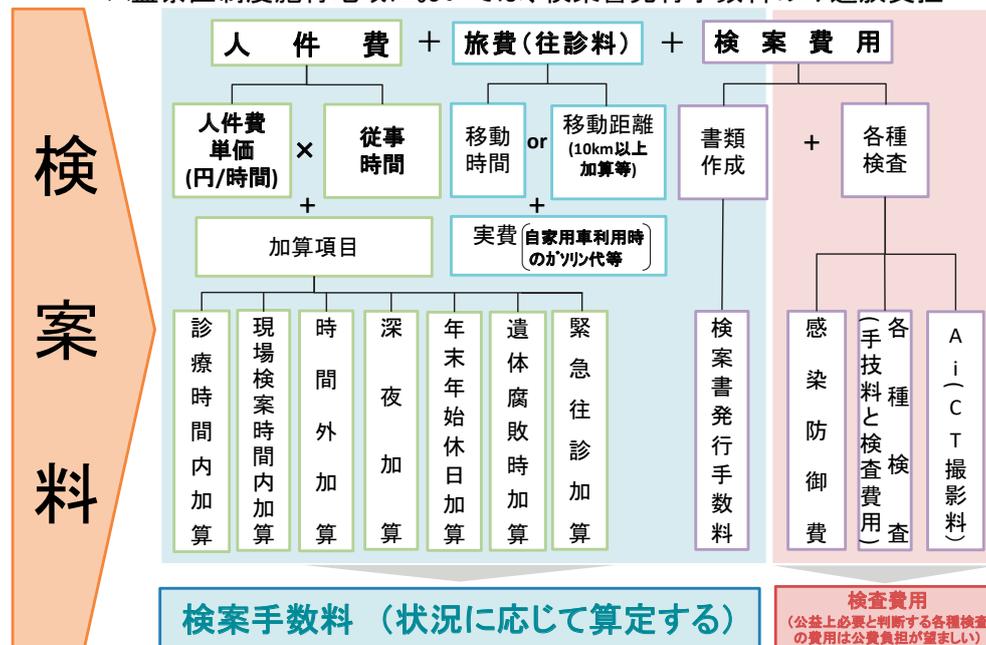
令和5年度は、警察業務に協力している又は検案の現場を担っている医師を対象として全国的な調査を行い、検査の費用や検案書発行料の金額基準や算定根拠についての考え方に関するアンケート調査（死体検案料に関する意識調査）を実施した。これまで本研究にて検討してきた検案料についての基本的な考え方と、今回の調査対象者の大半の考え方に大きな相違はなかった。この結果は、検案書発行料等の金額基準や算定根拠の目安の検討の一助になると考えられる。

資 5-1-9

厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」における検案料支払い基準の検討（概要）

検案料支払い基準を検討する際に考慮する要素

※監察医制度施行地域においては、検案書発行手数料のみ遺族負担



出典：厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「死因究明等の推進に関する研究」令和3年度～令和5年度総合研究報告書

10 死亡診断書（死体検案書）の様式等の必要な見直し及び電子的交付の検討

【施策番号 50】

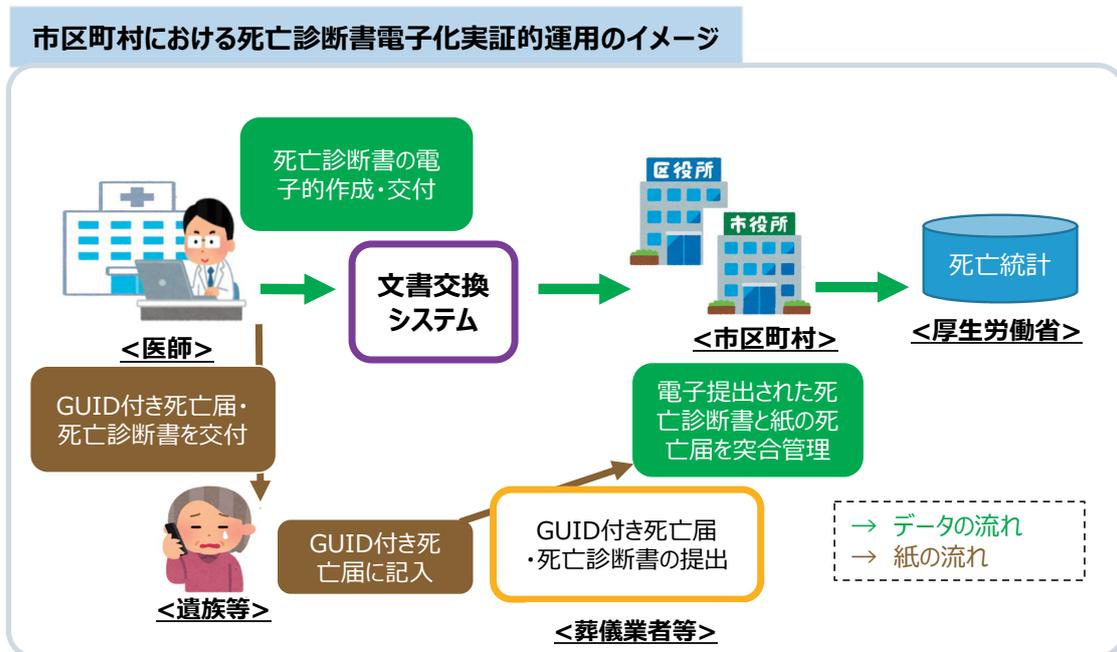
厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書等の様式や電子的交付について検討が行われてきた。

令和3年度は、医療機関と市区町村の間で利用されている既存の文書交換システムを利用して、死亡診断書をオンラインで提出する仕組みの実証研究が行われた。

令和4年度は、死亡診断書等を電子的に地方公共団体へ提出する枠組みを検証し、技術上・運用上の課題とともに整理を行った。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、死亡診断書の提出を含めた死亡に関する手続のオンライン化に向けて、課題の整理を行う旨が記載された。厚生労働省においては、これらの研究や政府全体のデジタル化の取組方針を踏まえながら、死亡診断書等の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進めている。

資5-1-10 厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」における市区町村における死亡診断書電子化実証的運用のイメージ



出典：厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「死因究明等の推進に関する研究」令和3年度～令和5年度総合研究報告書

11 死体検案に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談できる体制の運用

【施策番号51】

厚生労働省においては、平成30年度以降、一般臨床医等が検案に当たって的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。

令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度以降、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。

資5-1-11 死体検案相談事業の概要

死体検案相談事業

- 監察医制度のない地域では、一般に、臨床医学を専門とする検案医が、死体検案を実施。
- 検案医が警察の依頼に基づく検視立会い及びこれに伴う死体検案を行う際、法医学を専門とする医師に電話等で相談できるよう「検案相談窓口」を設置することにより、検案体制を強化。



- 死因判定等の難しい検案事例において法医の意見を仰ぐことで、死因究明の正確性の向上に資する。

出典：厚生労働省資料による

12 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号 52】

文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。

令和5年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

第2節

解剖等の実施体制の充実

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

【施策番号53】(再掲)

P22【施策番号24】参照

2 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援

【施策番号54】

厚生労働省においては、平成22年度以降、死因究明体制の構築を推進することを目的として、死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。

令和5年度は、11都道府県から、CT画像診断装置の購入に要する経費等に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

資5-2-2 死亡時画像診断システム等整備事業の概要

死亡時画像診断システム等整備事業

目的

○ 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

事業内容

○ 補助先: 都道府県等 ○ 補助率: 1/2

①施設整備

死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援

②設備整備

死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な設備購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援



【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県数	3	2	1	5	11

※令和5年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

3 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号55】(再掲)

P43【施策番号48】参照

4 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号56】(再掲)

P47【施策番号52】参照

TOPICS

5 令和6年能登半島地震における日本法医学会の検案医派遣活動

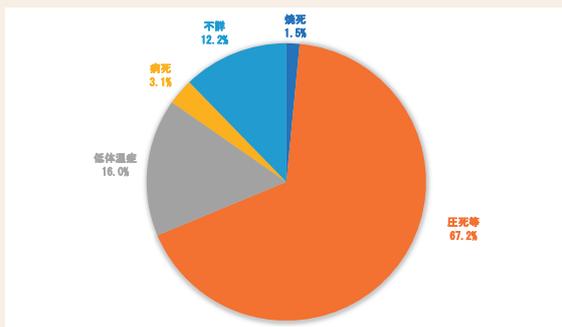
日本法医学会においては、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被災地における検案への応援派遣を行った。

大規模災害では、災害現地の法医学関連機関及び医師会・歯科医師会等は、対応可能な能力を超える検案等の業務に直面することから、日本法医学会では、検案等の業務に従事する医師や歯科医師等を派遣すること等を目的として「特定非営利活動法人日本法医学会大規模災害対応計画」を作成している。今回、当該計画に基づき、1月2日に日本法医学会災害時死体検案支援対策本部を立ち上げ、1月6日から1月22日までの17日間、派遣第1日夕方から第3日夕方までの3日間の日程で8期間、1期～3期が各4名、4期と5期が各2名、6期～8期が各1名の検案する医師が派遣された。なお、石川県警察からの死体調査等への立会いの要請を受けて、日本法医学会から派遣されるよりも前に同県の法医学教室の医師が検案に携わった（0期、1名）。検案で必要となるマスク、手袋、エプロン、ピンセット等の資器材については、最初に現地入りしたチーム（1期）及び発生直後に現地入りした石川県の検案する医師（0期）が持参したもので対応することができ、不足等は生じなかったが、遺体を洗う水については、断水のためペットボトル水を使用した。死体検案書の写しについては、日本法医学会事務局（東京都監察医務院）に準備してあった3連複写式死体検案書を急遽取り寄せて対応した。日本法医学会災害時死体検案支援対策本部から、現地の状況や死体検案書記載のアウトライン等は日本法医学会のメーリングリストで周知されており、混乱なく対応することができた。

日本法医学会派遣検案医等が対応した遺体は131体であり、そのうち、0期が28体、1期が81体と全体の83.2%を占め、2期以降は1体～6体で推移した。死因については、圧死、頸部・胸部圧迫・体位性窒息等の家屋倒壊に伴うものが88体と全体の67.2%を占め、その他、低体温症が21体（16.0%）、焼死が2体（1.5%）、病死が4体（3.1%）、不詳が16体（12.2%）であった。

今回の地震では、発生直後から警察庁と日本法医学会が密接に連絡を取り、死体調査等への立会いや検案する医師の派遣及び検案は円滑に行われたが、発生当初、現地の状況（死者数等）把握が困難であり、同医師を派遣するか否かの判断が難しく、派遣までに数日要しており、同県の法医学教室の医師に負担をかける形となった。さらに、食料、水及び寝具（寝袋）は持参する必要がある、防寒対策並びにトイレについては課題があったことから、種々の状況を想定して日頃から準備することの重要性を痛感した。

【日本法医学会派遣検案医等が対応した遺体の死因】



出典：日本法医学会資料による

【輪島市に設置された遺体安置所】



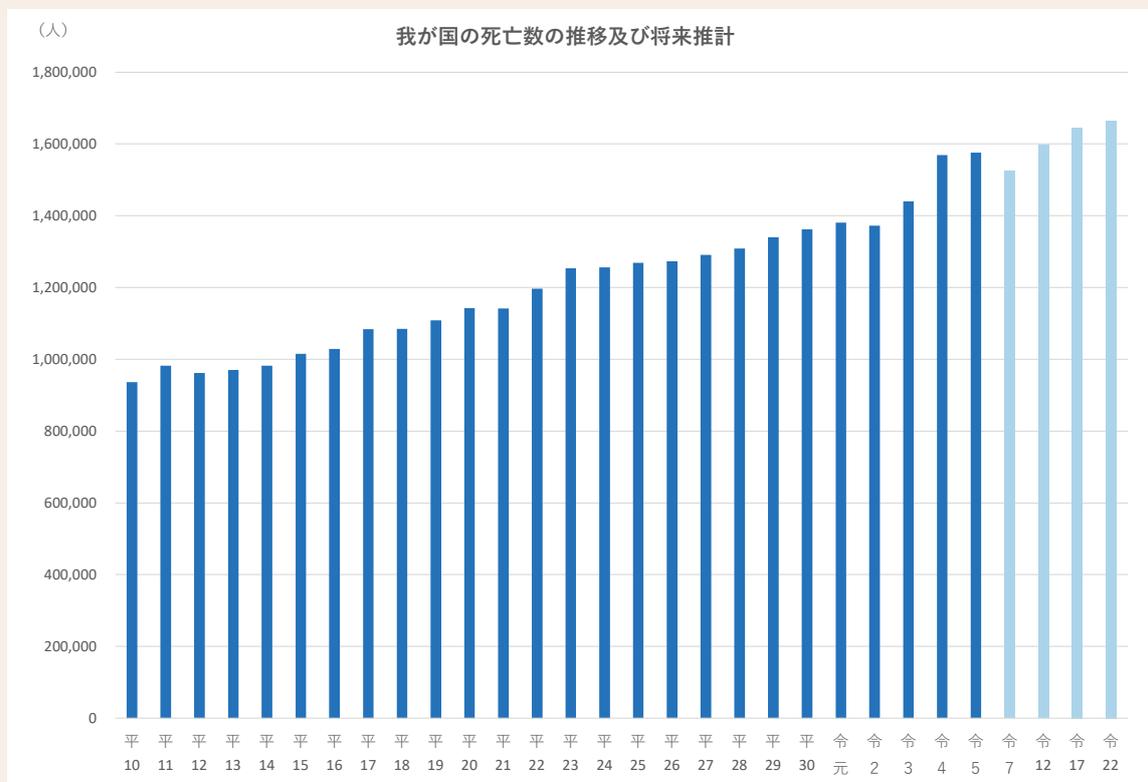
写真提供：日本法医学会

TOPICS

6 我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制

我が国の死亡数は、増加傾向にあり、平成15年には100万人を超え、令和5年は157万6,016人にまで達している。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）によれば、今後も死亡数の増加は続き、令和22年には約166万5千人にまで増加すると推計されている。



出典：厚生労働省資料による

こうした中、警察や海上保安庁が取り扱った死体のうち、犯罪の嫌疑が認められるものは司法解剖が、司法解剖の対象ではなくとも、その死因が、警察等として被害の拡大・再発防止等の措置を講ずる必要があるような市民生活に危害を及ぼすものであるか否かを確認するため、必要があるものは調査法解剖が、それぞれ実施されている。

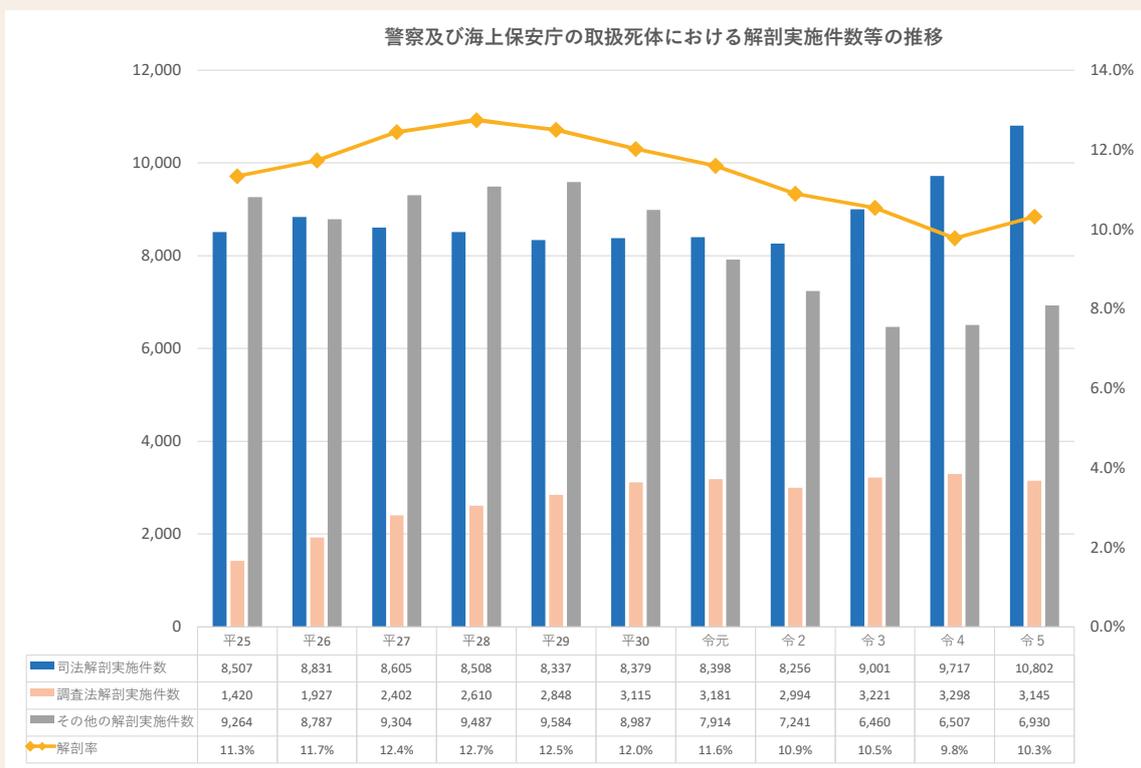
また、これらの解剖が実施されない場合でも、公衆衛生等の観点から（例えば、感染症による死亡が疑われる死体について、その死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合）、死体解剖保存法の規定に基づき、監察医解剖が実施されたり、遺族の承諾を得て、医師等の判断による解剖（以下「承諾解剖」という。）が実施されたりするケースもある。

警察及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令

TOPICS

和5年までの間の解剖率^{注6)}をみると、平成25年の11.3%から平成28年の12.7%に徐々に上昇し、その後、令和5年の10.3%まで減少している。

また、解剖の種別ごとにその実施件数をみると、司法解剖の実施件数は令和3年以降増加傾向にある一方、調査法解剖の実施件数は平成30年以降概ね横ばいであり、その他の解剖（監察医解剖、承諾解剖等をいう。以下同じ。）の実施件数は、平成30年以降減少傾向にある。



※ 令和3年以降は警察における取扱死体に交通関係による死者を含む。

出典：厚生労働省資料による

このうち、令和5年の解剖の実施状況を都道府県ごとにみると、特に、その他の解剖については、28都道府県において1件も実施されていないなど、公衆衛生等の観点から解剖が行われているかどうかは、地域によって大きな差がみられる。

さらに、こうした解剖は、大学の法医学教室、一部の地域に設置されている監察医務機関等において実施されているが、これらの法医解剖実施機関において解剖等を実施する常勤職員の法医の数^{注7)}は、12都道府県において1名のみであり、人的体制の脆弱性が見受けられる。

近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、こうした感染症に感染している可能性のある死体について、これらの機関に解剖が委託されるケースも少なくないが、解剖における感染

注6) 警察及び海上保安庁が取り扱った死体のうち、解剖が実施されたものの割合。

注7) ここにおいて法医の数は、①法医学の教授及び准教授の医師、②死体解剖資格を有し、法医学を専門としている医師、③監察医のうち、厚生労働省で把握している人員数をいう。

TOPICS

予防のために望ましいとされる空調設備等が十分に整備されていない機関も多く、施設・設備面での体制が十分とは言い難い。

こうした中、厚生労働省においては、各地域において、必要な解剖等が実施される体制の構築が推進されるよう、都道府県知事が必要と判断する解剖等の実施費用を補助する事業や、解剖等の実施に必要な施設及び設備の整備費用を補助する事業、各地域における死因究明拠点の整備を推進するための死因究明拠点整備モデル事業等を実施している。また、令和5年5月から令和6年2月にかけて、厚生労働省に置かれた本部の下、多方面の有識者を構成員とする死因究明等推進計画検証等推進会議を開催し、こうした死因究明の実態やこれら事業の成果等を踏まえつつ、死因究明等推進計画の見直しに向けた議論を行った。

7 筑波剖検センターの取組

筑波剖検センター（所在地：茨城県つくば市）は、茨城県内における異状死体のうち、犯罪性がないと判断された死体の死因究明を本務としており、茨城県の委託を受けて公益財団法人筑波メディカルセンターが運営している事業所である。

当初は承諾解剖と病理解剖（病死した患者の死因又は病因及び病態を究明するための解剖をいう。以下同じ。）を担当していたが、その後、病理解剖の受け入れを停止し、検案、死亡時画像診断、調査法解剖等を新規受託することとして現在に至っている。依頼元は主として茨城県警察であるが、死亡時画像診断では検案する医師からの依頼もある。

業務実績は年度により増減が大きいですが、令和5年度は解剖86件（承諾解剖41件、調査法解剖45件）、検案359件、死後CT検査456件、死後MRI検査9件を実施した。長期的にみると、解剖は減少傾向、検案や死亡時画像診断は増加傾向にある。

スタッフは、医師、臨床検査技師、診療放射線技師、事務担当職員で構成される。専従スタッフは医師1名のみで、その他のスタッフは筑波メディカルセンター病院の職員が兼務している。なお薬毒物検査は施設内での対応が困難であり、外部検査機関に業務委託している。

事業収入は承諾解剖に対して県から支払われる補助金、調査法解剖、検視・調査への立会いに対して県警察から支払われる謝金、死亡時画像診断に対する検査料、死体検案書に対する文書料等であり、近年は概ね収支均衡を維持している。

筑波剖検センターの活動の特徴として、死亡時画像診断の積極的な活用がある。通常の死体検案では外表の検査によって死因を判定するが、外表から体内の状況を評価することは難しい。検案の依頼を受けた場合は可能な限りCT検査やMRI検査を行って体内の状態を確認している。その結果、外表観察では想定できなかった重篤な病変、損傷の存在が明らかとなり死因が確定した症例は多数存在する。死亡時画像診断でも死因不詳の場合は解剖の実施を検討し、正確な死因判定を目指している。解剖依頼を受けた場合も、解剖前に原則として全例で死亡時画像診断を行っている。事前に体内の状況の概要を把握することで、解剖範囲や解剖方法を入念に検討することができ、精度の高い解剖実施が可能となる。

解剖結果は依頼元に文書で報告し、検案では死体検案書を遺族等に交付している。遺族、保険会社、労働基準監督署等から結果に関する問い合わせを受けることがあるが、直接回答することを原則としている。これにより、正確な死因統計の作成や、保険業務の適切な処理等に寄与している。

法医解剖は全て大学法医学教室が担当する地域が多いところ、茨城県では、司法解剖は大学法医学教室が担当する一方、承諾解剖や調査法解剖は筑波剖検センターが担当していることが大きな特徴である。今後も独立した事業所として地域の死因究明業務に関わり、解剖や死亡時画像診断を併用しながら、死因判定の精度向上を目指していく。



写真提供：筑波剖検センター



第6章

死因究明のための 死体の科学調査の活用

第1節	薬物及び毒物に係る検査の活用	56
第2節	死亡時画像診断の活用	60

第1節

薬物及び毒物に係る検査の活用

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

【施策番号57】(再掲)

P22 【施策番号24】参照

2 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援

【施策番号58】(再掲)

P48 【施策番号54】参照

3 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号59】(再掲)

P43 【施策番号48】参照

4 死因究明に係る薬毒物検査における標準品の整備の必要性等に関する検討

【施策番号60】

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）を実施している。

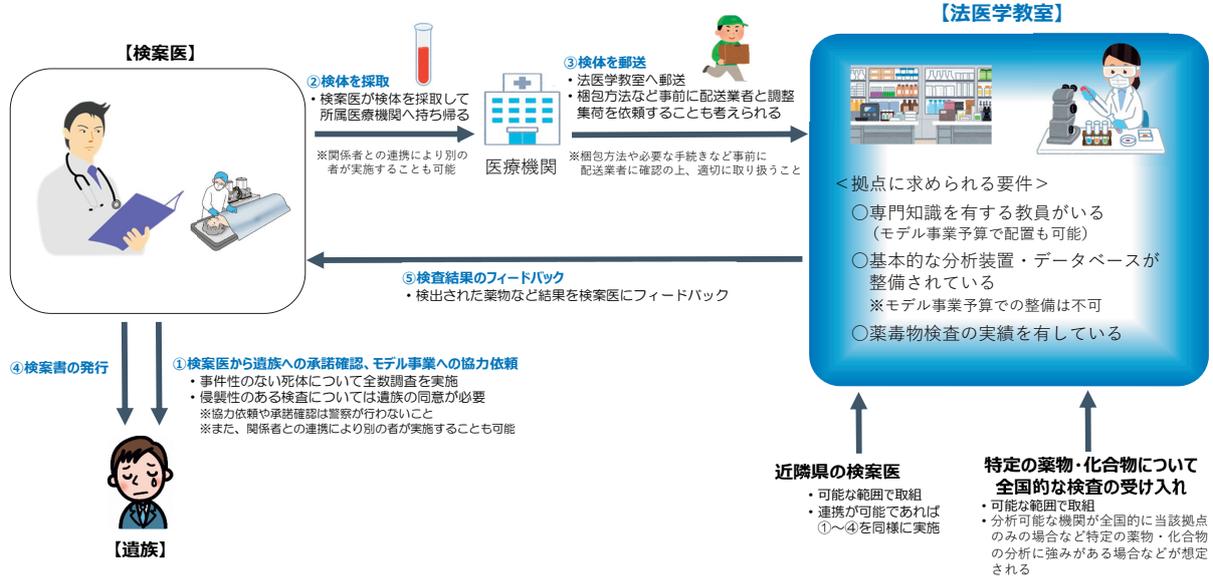
薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案する医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

令和5年度は1大学で同事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、薬毒物検査における標準品の必要性等を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資6-1-4 死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）のイメージ

具体的なスキームのイメージ

※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。



出典：厚生労働省資料による

5 必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等
 【施策番号61】（再掲）

P33 【施策番号31】 参照

6 警察における必要な定性検査の確実な実施

【施策番号62】

警察が死体の取扱いに際して実施する薬毒物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬毒物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬毒物検査キットを活用するなど薬毒物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。

令和5年中に警察が取り扱った死体19万8,664体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは18万6,243体（93.7%）であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは8,999体（4.5%）であった。

資 6-1-6

科学捜査研究所等における分析機器による薬毒物検査実施体数・実施率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死体取扱数	167,808	169,496	173,220	196,103	198,664
うち薬毒物定性検査実施体数(※)	10,473	9,669	9,478	8,611	8,999
実施率	6.2%	5.7%	5.5%	4.4%	4.5%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき、科学捜査研究所等において分析機器により実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

7 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等

【施策番号63】(再掲)

P34【施策番号32】参照

8 海上保安庁における必要な予試験の確実な実施

【施策番号64】

海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬毒物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬毒物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託し、薬毒物に係る定性検査を実施している。

令和5年中に海上保安庁が取り扱った死体331体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づき薬毒物検査が行われたものは52体(15.7%)であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。

資 6-1-8

海上保安庁における薬毒物検査実施体数・実施率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死体取扱数	331	312	276	355	331
うち薬毒物検査実施体数(※)	59	54	53	45	52
実施率	17.8%	17.3%	19.2%	12.7%	15.7%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：海上保安庁資料による

9 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号65】（再掲）

P47 【施策番号52】 参照

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力**【施策番号66】(再掲)**

P22 【施策番号24】 参照

2 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援**【施策番号67】(再掲)**

P48 【施策番号54】 参照

3 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援**【施策番号68】(再掲)**

P43 【施策番号48】 参照

4 死亡時画像診断に関する研修会の充実**【施策番号69】(再掲)**

P 6 【施策番号7】 参照

5 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等**【施策番号70】(再掲)**

P 7 【施策番号8】 参照

6 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等**【施策番号71】(再掲)**

P34 【施策番号32】 参照

7 死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係の強化・構築

【施策番号72】(再掲)

P34 【施策番号33】 参照

8 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号73】(再掲)

P47 【施策番号52】 参照

TOPICS

8 新潟県における死亡時画像診断の取組

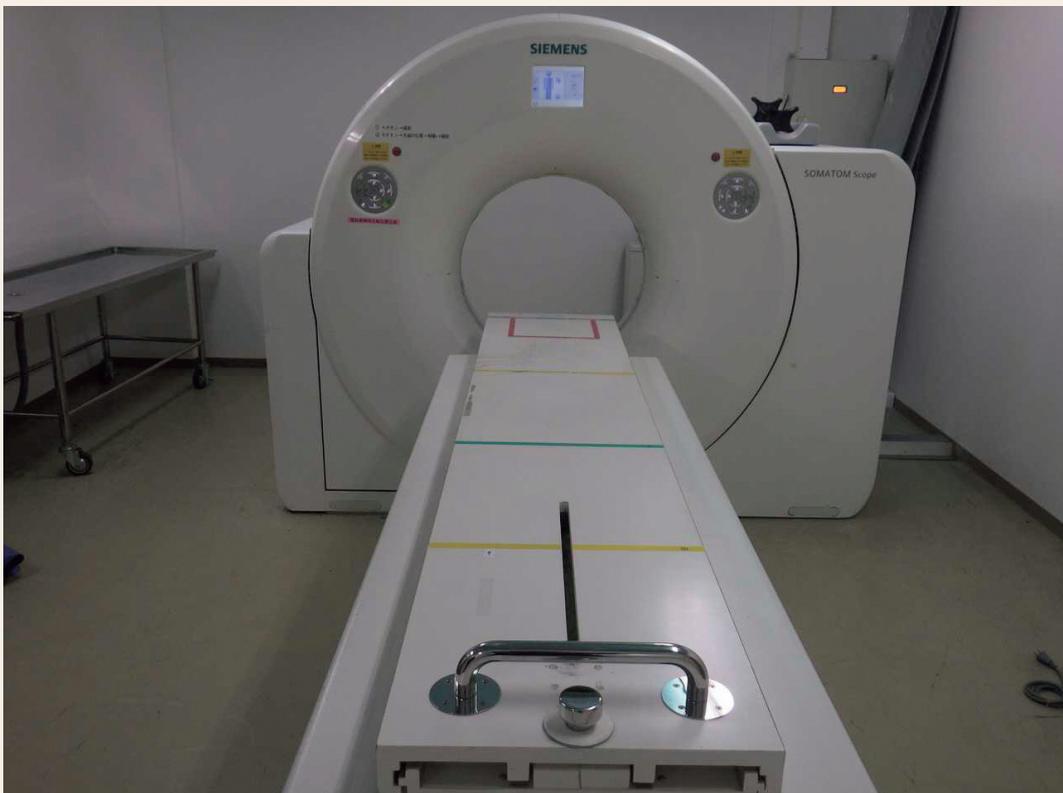
新潟県警察では、犯罪死の見逃し防止の取組として、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像等を送信し、検視官がリアルタイムに確認することができる映像伝送装置や、体液又は尿中の薬毒物の有無を確認することができる簡易検査キットを活用していることに加え、CT等による死亡時画像診断を積極的に活用している。

死亡時画像診断は、遺体にメスを入れることなく脳出血、大動脈解離等の出血性病変や骨折等の存在を一定程度明らかにすることができ、死因の解明だけでなく、死因が解明されない場合であっても、解剖の要否の判断や解剖時の死因の特定に有益である。

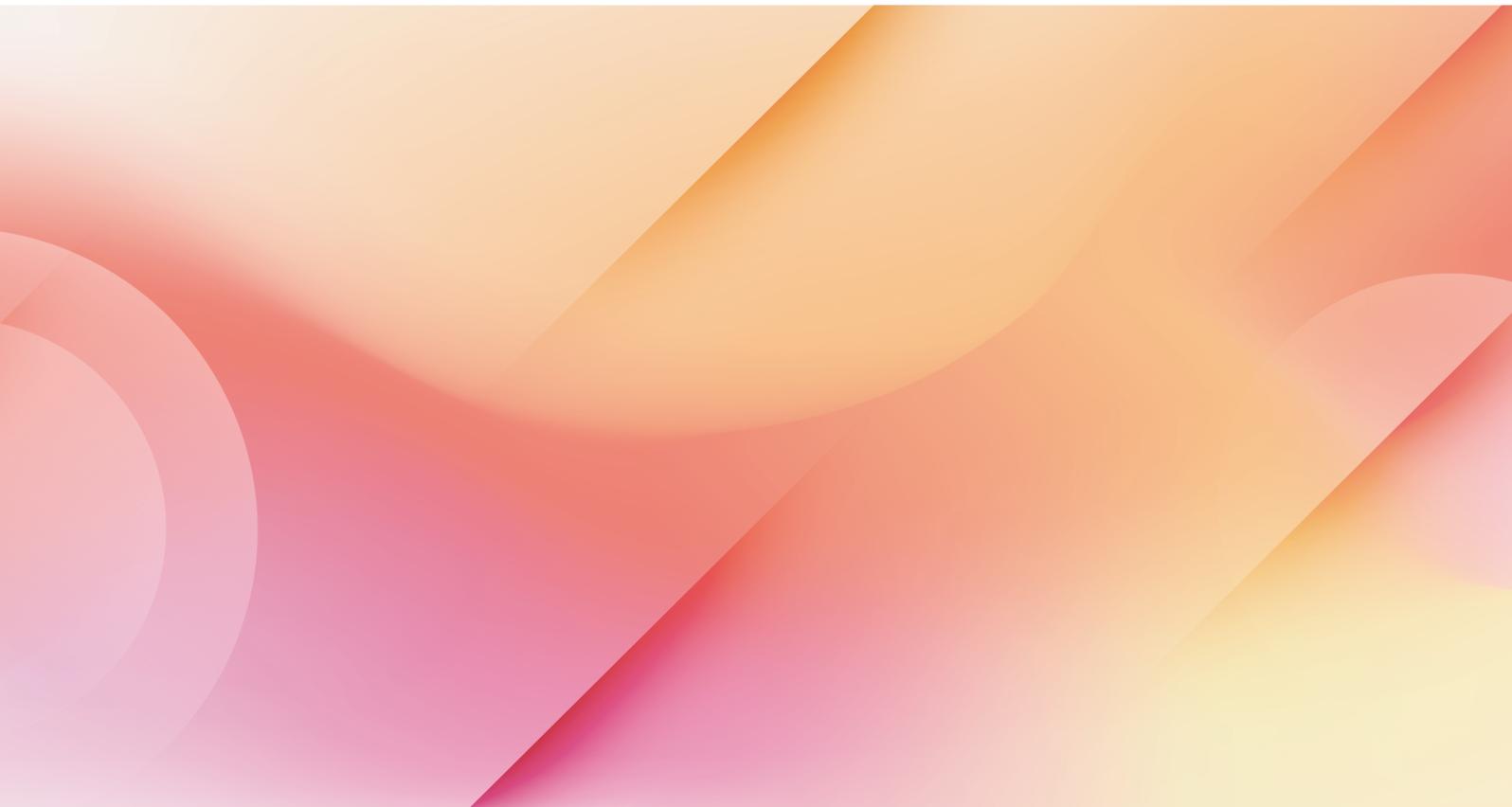
また、頭蓋骨や脊柱等の特徴と生前の画像情報の対比によって個人識別も可能で、遺族の心情に配慮するという観点においても有効な手段となっている。

新潟県では、地理的な制約を生じさせないよう、新潟大学死因究明教育センターのほか県内33の医療機関から協力いただき、県内全域において異状死死因究明支援事業による死亡時画像診断も積極的に活用し、的確な死因究明による犯罪死の見逃し防止等に取り組んでいる。

【死亡時画像診断用CT装置】



写真提供：新潟大学



第7章

身元確認のための死体の

科学調査の充実及び

身元確認に係るデータベースの整備

1 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号74】(再掲)

P25【施策番号28】参照

2 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

【施策番号75】(再掲)

P35【施策番号34】参照

3 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号76】(再掲)

P36【施策番号35】参照

4 大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合のための準備

【施策番号77】

警察においては、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めるなど、所要の準備を行っている。

5 歯科診療情報を身元確認へ活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等

【施策番号78】

厚生労働省においては、歯科情報による身元確認の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様（歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。）の作成を開始し、令和3年3月に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。

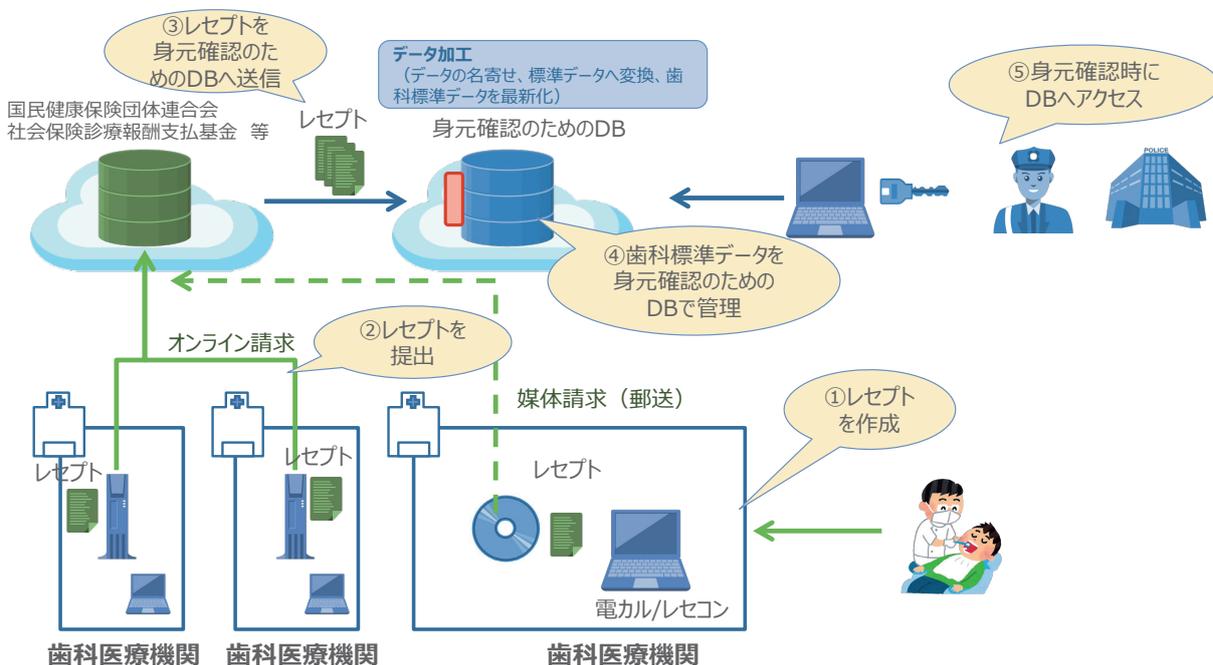
令和4年度以降は、歯科医療機関に対して、現状のレセプト提出方法やデジタルレントゲン装置の導入状況等についてのアンケート調査を実施するとともに有識者ヒアリングを

行い、身元確認データベースの構築・運用に向けた課題の抽出及び整理を行っている。また、歯科情報を活用した身元確認データベースの構築・運用には、データの提供者となる歯科医療機関等の理解等が重要であることから、歯科医療機関等の職員を対象に研修を開催し、歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行っている。

引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。

資7-5

歯科情報の利活用推進事業におけるレセプトデータからの身元確認データ収集イメージ



出典：厚生労働省資料による

6 身元不明死体に係る必要な遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築

【施策番号79】(再掲)

P39【施策番号40】参照

9 京都市立医科大学法医学教室における歯牙鑑定に係る取組

当法医学教室には、医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師等の様々な医療系専門職の教職員が在籍している。これは、法医学教室としては珍しく、歯牙鑑定以外にも、被害者、家族、遺族のケアまで、一つの教室で行える体制を整えている。歯牙鑑定の際も、歯科医師のみで対応することはなく、医師も同席し、総合的な鑑定・診断を行っている。当法医学教室における死因究明等に係る主な歯牙鑑定の取組を紹介する。

1. 歯科治療所見による身元照合

身元不明の遺体の歯科治療所見と、生前の歯科治療歴を照合し、身元照合を行う。デンタルX線（レントゲン）所見やCT所見を併用する。また、当法医学教室では、歯科治療所見のデータベースシステムの構築にも取り組んでいる。

2. 歯からの年齢推定

人は、日々の食事や歯ぎしりにより、毎日少しずつ歯がすり減る。年齢が上がるにつれ、歯のすり減りも多くなる。この歯のすり減り度合い（咬耗度）を基に、身元不明の遺体の年齢推定を行っている。ただし、咬耗度からの年齢推定を行うには、治療された歯や入れ歯の存在もありうることから、推定には専門的な知識が必要となる。また、年齢推定の際は、咬耗度のみではなく、医科的な所見も併せて判定を行うようにしている。

3. 口腔衛生状態からの生活実態推定

遺体の口腔衛生状態を観察することにより、生前の生活実態を推定している。

4. バイトマーク鑑定

バイトマークとは噛みついてできた歯形を指す。噛みついた人の歯の型取りを行い、石膏模型を作成し、バイトマークと照合する。意思表示が十分にできない子どもや高齢者等が、虐待等により噛みつかれた場合や、被害者が抵抗して相手の腕に噛みついた場合等の咬傷鑑定が主な事例であるが、亡くなられた方にバイトマークがある場合にもバイトマーク鑑定は行われる。この際にも、歯科医師のみではなく、医師とともに総合的な判定を行う。

当法医学教室では、以上のようにして死因究明等に係る歯牙鑑定を行っているが、死体に対する鑑定のみならず、生体鑑定も積極的に行っている。一例として、京都府内の担当する一時保護施設に入所する全児童の歯科検診を行い、児童虐待やネグレクトと、むし歯等の口腔内状態の関連を調査している。

このように、生体と死体、医科と歯科等の分野の垣根を越えた広い範囲を扱うことは、当法医学教室独自の取組である。このような取組により、当法医学教室では総合的な死因究明等に寄与してきた。今後も、医科と歯科を包括した総合的な死因究明等に寄与していきたい。

第8章

死因究明により得られた情報の活用 及び遺族等に対する説明の促進

第1節	死因究明により得られた情報の活用	68
第2節	死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進	72

第1節

死因究明により得られた情報の活用

1 死因・身元調査法に基づく通報の実施

【施策番号80】

警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、死因・身元調査法第4条の規定による調査、第5条の規定による検査又は第6条の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報している。

令和5年中の、警察における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報件数は870件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。

資8-1-1-1 警察における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通報件数	756	1,017	1,497	2,045	870

出典：警察庁資料による

資8-1-1-2 海上保安庁における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通報件数	0	0	0	0	0

出典：海上保安庁資料による

2 解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等

【施策番号81】

厚生労働省においては、令和5年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための具体的手続等について検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。

3 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号82】(再掲)

P5【施策番号4】参照

4 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号83】(再掲)

P5【施策番号5】参照

5 死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力

【施策番号84】(再掲)

P8【施策番号9】参照

6 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号85】(再掲)

P6【施策番号6】参照

7 死亡診断書(死体検案書)の様式等の必要な見直し及び電子的交付の検討

【施策番号86】(再掲)

P45【施策番号50】参照

8 CDRに関する情報の収集、管理、活用等の在り方についての検討

【施策番号87】

予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするものである。

厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律

第104号)や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和2年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、一部の都道府県を実施主体としてCDR体制整備モデル事業を開始した。また、CDRの推進に当たっては、CDRそのものについての国民の理解が重要であることから、令和4年度には、新たに広報啓発事業として、CDRの意義、取組等を紹介するシンポジウムを開催するとともに、厚生労働省Webサイト(現在はこども家庭庁Webサイト)に、こどもの命を守るための予防策の一覧や動画等を掲載した。

令和5年4月に上記事業については、厚生労働省からこども家庭庁に移管され、引き続き同事業の推進及びCDRの体制整備等に向けた検討を進めている。

資8-1-8 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業(概要)

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

令和6年度予算：1.2億円(1.1億円)
【令和2年度創設】

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

- (1) **推進会議**
医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。
- (2) **情報の収集・管理等**
こどもの死亡に関する情報(医学的要因、社会的要因)を関係機関から収集し、標準化したフォーマット(死亡調査票)に記録。
- (3) **多機関検証ワーキンググループ(政策提言委員会)**
死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット(死亡検証結果票)に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10/10
- ◆ 補助単価 : 年額 12,647,020円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 10自治体(北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県)
- ※ 令和5年度変更交付決定ベース

出典：こども家庭庁資料による

9 虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有

【施策番号 88】

虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有については、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について関係省庁が協議を行い、令和4年4月に関係機関・団体へ周知を行った。

また、児童相談所と医療機関や大学の法医学教室等との連携については、令和4年6月の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないことと規定された。児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関として、「医学に関する大学（大学の学部を含む。）」が規定されたことで、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることが法令上明確にされた。これにより、児童相談所が法医学教室等に対し、児童虐待が疑われる児童が外傷を負うに至った原因や経緯及び重症度等に関する意見を求めることや、児童を法医学教室等に同行させることが可能な場合には、全身の診察により児童相談所が把握している傷のほかに外傷があるか等についても意見を求めること等がより円滑に行われることが期待される。

上記の児童福祉法（令和6年4月施行）の改正内容とその趣旨については、令和4年8月に関係機関・団体へ通知して、連携の一層の強化を図っている。

1 犯罪捜査の手續が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号89】

警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手續が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。

2 犯罪捜査の手續が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

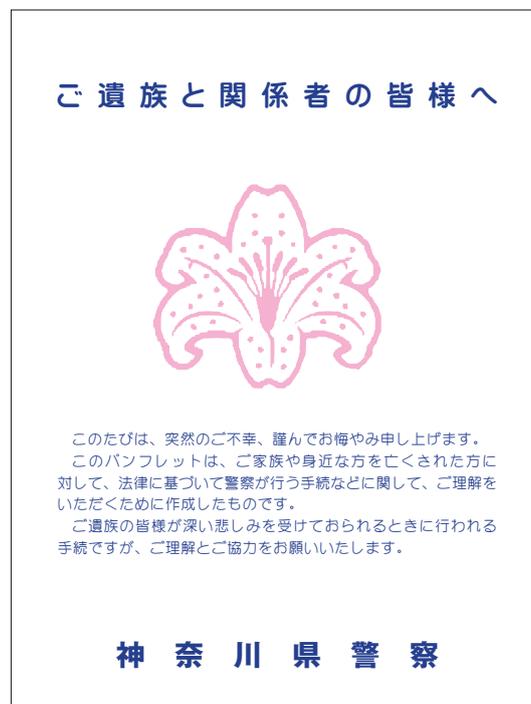
【施策番号90】

警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手續が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。

また、死体の調査、解剖等に関する手續等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配慮した適切な対応に努めている。

資8-2-2

遺族説明用パンフレット（神奈川県警察）



出典：警察庁資料による

3 解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に対する遺族等への説明の依頼

【施策番号91】

警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。

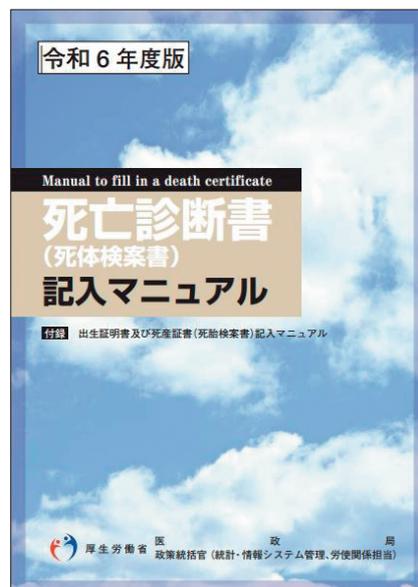
4 死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきことについての周知

【施策番号92】

厚生労働省においては、医師が死亡診断書（死体検案書）を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル^{注8)}を発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書（死体検案書）の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。

令和5年度は、同マニュアルを厚生労働省のホームページに掲載してその周知を図った。

資8-2-4 令和6年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル



出典：厚生労働省資料による

注8) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>



第9章

情報の適切な管理

1 死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性の周知徹底

【施策番号93】

厚生労働省においては、令和5年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、それぞれの参加者に対して、死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に情報管理の重要性を周知徹底するよう依頼した。

文部科学省においては、令和5年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性を含む死因究明等推進計画の趣旨等を周知した。

警察、検察庁、海上保安庁及びこども家庭庁においては、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている。

